

神奈川県における市民後見人養成のあり方について

(最終報告)

平成 26 年 3 月 31 日

市民後見人養成あり方検討会

(社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会)

目 次

1	はじめに	1
	(1) 本検討会の設置	
	(2) 本報告について	
2	成年後見及び市民後見の現状	1
	(1) 神奈川県内の成年後見制度の利用状況	
	(2) 神奈川県内の市民後見人養成の取組状況	
	(3) 他府県における市民後見人養成の取組状況	
3	市民後見人養成のあり方	3
	(1) 市民後見人養成のあり方検討にあたって	
	(2) 市民後見人養成のあり方に関する基本的な考え方	
	(3) 養成カリキュラムの検討及び講座実施結果	
	(4) 養成後の各種支援及び体制整備について	
4	まとめ	10
	(1) 養成カリキュラム（基礎・実践）及び実施	
	(2) 今後の展開	
資料		
別表1	成年後見等開始の審判及びその取消等事件の新受件数	12
別表2	「市民後見人」の就任・活動類型の整理	13
別表3	「後見サポーター（市民後見人）」の到達目標	14
別表4	「市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）における科目概要」及び「基本テキストとの対応表」	16
参考資料		
神奈川県「市民後見人養成あり方検討会」設置要綱		56
市民後見人養成あり方検討会委員名簿及び検討経過		59

1 はじめに

(1) 本検討会の設置

平成 24 年 4 月 1 日から施行された改正老人福祉法において、「市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（第 32 条の 2 第 1 項）とともに、「都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。」（同条第 2 項）と規定されるなど、福祉的観点からの成年後見制度利用促進への取組が課題とされている。

そこで、地域福祉推進のため、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置につき、主として専門職以外の第三者による後見等（以下「市民後見」という。）のあり方を検討するため、神奈川県に委託を受け、「市民後見人養成あり方検討会」を平成 24 年 5 月 30 日に設置した。

(2) 本報告について

平成 24 年 7 月 6 日の第 1 回検討会からこれまで計 7 回の検討を重ねてきた。この中で、平成 24 年度前半には、市民後見人養成のあり方検討における主要論点の整理や、市民後見人の養成研修に関する検討等を行った結果、検討会において、養成の方向性について一定の了解のなされた事項について「中間とりまとめ」として公表した。平成 24 年度後半においては、「中間とりまとめ」の考え方にに基づき、本県平塚市を対象地域として「市民後見人養成講座（基礎研修）」が実施されたことから、当該基礎研修の実施結果をふまえ、今後の「神奈川県における市民後見人養成のあり方について」の検討を行い、その検討結果を、平成 25 年 3 月 29 日、「第一次報告」として公表した。

平成 25 年度においては、上記の検討内容に基づく第二期（第二年度）の「市民後見人養成講座（基礎研修）」の実施及び前年度に平塚市を対象地域として実施した基礎研修の修了者を対象とした「平塚市市民後見人養成講座（実践研修）」の実施をふまえ、さらに、「第一次報告」において検討課題とされていた事項等について、継続して検討を行った。

本報告は、これら 2 か年における養成講座の実施、及び諸課題に関する検討結果を、「最終報告」としてとりまとめたものである。

2 成年後見及び市民後見の現状

(1) 神奈川県内の成年後見制度の利用状況

神奈川県を管轄する横浜家庭裁判所の成年後見（法定後見）の新受件数（後見・保佐・補助開始の審判、取消等を含む）は、別表 1 のとおり、成年後見制度の創設年である平成 12 年（4 月施行のため 9 月分）が 624 件、13 年が 906 件、14 年が 1,311 件であったものが、直近の平成 24 年には 3,343 件に増加している。

この数値を全国と比較するならば、全国の成年後見（法定後見）の新受件数（同前）が、平成 12 年が 8,593 件、13 年が 12,151 件、14 年が 16,350 件であり、24 年は 42,146 件となっており、概ね全国の新受件数の約 7.9 パーセントを占めている。なお、神奈川県の人口が、全国に占める割合は、約 7.1 パーセント（成年者の割合もほぼ同じ。）であり、全国平均よりも、成年後見制度の利用率は高い傾向にある。

（2）神奈川県内の市民後見人養成の取組状況

神奈川県内においては、親族若しくは専門職以外の市民後見への取組については、平成 19 年度に事業を開始し平成 21 年度に横浜家庭裁判所横須賀支部から選任された実績のある横須賀市・（社福）横須賀市社会福祉協議会の先駆的な取組があるほか、平成 21～22 年度の鎌倉市における養成研修の実施や、平成 24 年度から養成研修を開始した横浜市、平成 25 年度から養成研修を開始した川崎市及び厚木市の取組がある。

これら 3 市における取組は、横須賀市・（社福）横須賀市社会福祉協議会の市民後見人が弁護士・司法書士等専門職との複数後見、鎌倉市の構想が法人との複数後見、横浜市の市民後見人は、基本的に単独受任が構想されるなど、それぞれ異なっている。

なお、本検討会の検討を受け、平成 24 年度から平塚市、平成 25 年度から海老名市、綾瀬市において、市民後見人養成に向けた取組が開始されている。

（3）他府県における市民後見人養成の取組状況

他府県においては、東京都品川区社会福祉協議会や大阪市社会福祉協議会における市民後見人の養成・支援が先進的な取組として知られているが、本検討会においては、より広く、市民後見人養成に取り組んでいる市町村・社会福祉協議会等にアンケートを実施し、市民後見人養成に関わる現状について調査をおこなった。

このアンケート調査からは、i) 東京都内（東京家裁管内）においては、区市町村社会福祉協議会等の後見実施機関（法人）を後見監督人（以下、後見監督人のほか、保佐監督人・補助監督人を含め「後見監督人」と総称する。）に付した形態で、市民後見人が個人として受任する形態が多く見られること（別表 2 における C-②類型）、ii) 市民後見人として養成された方々の活動パターンとして、市町村社会福祉協議会の実施する法人後見の支援員等として活動するパターン（同 D-①類型）も全国的に少なからずみられること、iii) 市民後見人が個人受任する場合（同 A～C 類型）において、後見報酬の申立を不可としているのは、全体的には大阪家裁管内を中心とした少数にとどまることなどが確認された。

なお、厚生労働省補助事業である「市民後見推進事業」の実施市区町は、平成 23

年度が37市区町（26都道府県）、24年度が87市区町（33都道府県）、25年度が128市区町（34都道府県）と、増加している。

本検討会においては、これら、他府県における市民後見人養成の取組状況も参考にしつつ、検討がなされた。

3 市民後見人養成のあり方

（1）市民後見人養成のあり方検討にあたって

本検討会においては、「1（1）本検討会の設置」においても記したとおり、「市民後見人」の育成及び活用等を定めた改正老人福祉法第32条の2の規定が、第1項において市町村を実施主体とし、第2項において都道府県が市町村の取組への助言等支援を行うこととされたことをその検討の起点とした。さらに、平成25年4月から施行された障害者総合支援法（改正障害者自立支援法）第77条第1項の市町村の地域生活支援事業に「障害者に係る民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業」（第5号）が必須事業として規定されるとともに、同時改正された知的障害者福祉法及び平成26年4月施行予定の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）においても老人福祉法とほぼ同様の努力義務が市町村・都道府県に課せられるなど、福祉諸法における市民後見の規定化をも受けた検討がなされた（参考資料1参照）。

なお、地方自治法第2条において「都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、…、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。」（第5項）とされ、「都道府県及び市町村は、その事務を処理するにあたっては、相互に競合しないようにしなければならない。」（第6項）とされていることなどをふまえ、神奈川県内のそれぞれの市町村の規模・地域特性に配慮して、検討が進められた。

また、本検討会にあたっては、「1（2）本報告について」にも記載のとおり、おおむね平成24年度前半において、市民後見人養成のあり方について集中的に検討を行い、その内容を「中間とりまとめ」として公表しつつ、以後、平成24年度と本年度に「基礎研修」が、さらに本年度、平塚市において「市民後見人養成講座（実践研修）」が実施されたことから、その研修実施の結果をも反映させた。

（2）市民後見人養成のあり方に関する基本的な考え方

これまでの7回の検討会における検討及び「基礎研修」の実施結果をふまえた、市民後見人養成のあり方に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

① 市民後見の意義・役割等

成年後見制度が、社会に広く認知されるようになるにつれて、求められる支援には、さまざまな様態があることが明らかになりつつあるが、現状においては、専門職団体

のみでは、このような社会からの多様な求めに応えきれる環境になく、本来、身上監護・財産管理の必要な人に、成年後見制度が行き渡っていないおそれがある。そこで、地域福祉の観点から、多様な受任環境の整備を考えることが必要である。こうした環境整備が、地域住民の権利を護ることにつながると考えられる。

このことから、現状のままでは、成年後見人等の担い手に、限りがありそうであるという「後見人不足」、すなわち、単に数が足りないからではなく、専門職後見・親族後見・法人後見・市民後見のそれぞれの特性を活かしたかたちで、役割分担しながら、市民後見を地域福祉の一環として育てていくことを理念・目標とした。

なお、この場合、原則的に、報酬付与申立を認めることが了解されたが、一方で、成年後見が必要な人に十分に行き渡っていない現実があり、成年後見制度利用支援事業を受けられないなど、報酬の有無によって、利用を断るのではなく、受任調整の中で工夫が必要であるとの指摘がなされた。

また、類型については、スタンダードモデルとして、いろいろな可能性が残されていることが望ましいといった意見や、どのようなスタイル（類型）であっても、報酬を含めて、市民後見人の活動が評価されることが必要であるとの意見も出された。

そして、市民後見は、「市民の方に、成年後見制度の運用の枠の中で、一定の重要な役割を担っていただくこと」が一番重要なポイントであるとともに、市民後見人の方に、法人の支援員等として活動していただく場合、かなり独立の責任をもって、やりがいのある、単なる補助者としてではないスキームをつくる必要があることが確認された。

また、こうしたスキームに基づく市民後見は、判断能力の不十分な当事者本人（成年被後見人等）の自己決定を尊重するものであること、本人自らが適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、意思決定の支援に寄与するものであることをあらためて共通認識とした。

② 市民後見人の就任・活動形態のあり方（支援体制を含む）

親族以外の第三者が、成年後見人等として家庭裁判所から選任を受ける上で、本人（成年被後見人等）の法的な権利・利益を守るという重大な役割を担うためには、厳格な管理・監督体制と十分な支援体制の構築が不可欠である。これらの視点から、**別表2**のとおり、就任・活動類型に関する検討を行った結果、市民後見人が単独で受任する形態（A型）は、管理・監督体制を制度的に構築する上で整理すべき課題が少なくないことが指摘された。また、専門職等との複数後見（B型）や社協等法人を後見監督人として付す形態（C型）については、管理・監督体制と十分な支援体制の構築という意味では、有効性が認められるものの、専門職等とのマッチング（B型の場合）や後見監督人を付すこと自体の決定が家庭裁判所によりなされること（C型の場合）等から、これらの類型を前提に制度設計することにも、慎重な意見が大勢を占めた。

そこで、現時点においては、成年後見活動を担う意欲のある市民に、十分な支援体制のもとで、実際の後見活動に携わる機会を相当程度確保するためには、法人後見を

実施している社会福祉協議会の後見活動支援員（以下、仮称として「後見サポーター」と表記する）として活動いただく（D型）ことが、適切かつ現実的であるとの認識で一致した。この場合、後見サポーターとしての市民後見人には、かなり独立の責任をもって、やりがいのある、単なる補助者としてではないスキームをつくる必要があること、さらに、将来は、必要かつ十分な研修・経験等を経て、適切な人材が、個人として受任する成年後見人等（A～C型）としてステップアップするための環境について検討・整備することも構想の念頭に置くべきことについて、基本的に了解がなされた。

これらのことから、当面、法人後見を行っている市町村社会福祉協議会有り、かつ、市民後見人養成に取り組む意欲のある市町村と、事業の実施について協議することが適切であるとの結論に達した。

なお、上記①及び②のとおり、本報告における「市民後見人」には、個人として成年後見人等に選任されるケース及び、法人後見の後見サポーターを含むものとする。また、本検討に基づき養成を構想する、法人後見を実施している社会福祉協議会の後見サポーター及び成年後見人等（個人として受任する第三者後見人のうち専門職後見人を除く。）のうち社会福祉協議会による活動支援を受ける者（後見監督を含む。）を総称し、「後見サポーター・市民後見人」と表記する。

③ 市民後見人養成の課題

市民後見人の養成にあたっては、養成研修を開催することのみではなく、養成後の就任支援、活動支援が重要であることへの了解のもとに議論が行われた。

なお、市民後見人の担う中心事案については、i) 本人に親族がいないか、あるいは、親族とのかかわりが疎遠である事案、ii) 紛争性のない事案、iii) 管理する財産が比較的少額であり、資産の内容も現金や普通預金のような管理方法が複雑にならない事案、iv) 本人とのコミュニケーションに特別な困難を伴わない事案といった要素が一般的に挙げられるが、市民後見人の養成を市町村社協の法人後見と関連づけて構想する場合（別表2におけるD-②類型等）、受任範囲（対象）について、市町村社協の法人後見は、これまで、複雑・困難な事案の受任が多かった。したがって、市民後見人が、後見サポーターとして活動する場合においては、一般的に、市民後見人は複雑・困難ではないケースに従事することが想定されることから、市民後見を実施する場合においては、市町村社協の法人後見が、従来の複雑・困難な事案と、新たに複雑・困難ではないケースとの両方の要素をあわせもって、法人後見を担うことになり、D型で市町村社協の法人後見の後見サポーターとして活躍いただくことを構想する場合は、こうした受任範囲（対象）についての検討が不可欠となる。

④ 市民後見人養成における市町村、社協、県等の役割

改正老人福祉法、改正知的障害者福祉法や障害者総合支援法（改正障害者自立支援法）及び平成26年4月施行予定の精神保健福祉法の趣旨をふまえ、市町村が実施主体であること、県が市町村の取組への助言等支援を行うことを前提に議論がなされた。

特に、厚生労働省が平成 24 年度に策定した「認知症施策推進 5 か年計画(オレンジプラン)」における目標として、「市民後見人の育成・支援組織の体制を整備している市町村数」を「将来的に、すべての市町村(約 1,700)での体制整備」としていることを受け、市町村単独での実施が困難な場合には、老人福祉法第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき、県の助言等支援を積極的に求めることも重要である(障害福祉分野においては、知的障害者福祉法第 28 条の 2 第 2 項・障害者総合支援法第 77 条第 2 項・精神保健福祉法第 51 条の 1 1 の 3 第 2 項(26 年 4 月 1 日施行予定)参照)。県は、この目標を実現するため、県内での格差が生じないように、広域的観点から、調整の役割を担う必要がある。

なお、社会福祉協議会は、社会福祉法上、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、地域福祉と権利擁護の観点から、市民後見人の養成に積極的に取り組む必要がある。

また、ドイツにおいては、公的な認証制度があり、後見実施機関について、例えば、条例のような形式で、認証するしくみの検討についても提案があった。

(3) 養成カリキュラムの検討及び講座実施結果

① 養成カリキュラム(基礎・実践)及び運営全般に関わる基本的な考え方

養成カリキュラムについては、厚生労働省老健局認知症・虐待防止対策推進室から提示されている基本カリキュラム(以下「基本カリキュラム」という。参考資料 2 参照)に準拠することで合意され、当該基本カリキュラムを基礎として「市民後見人養成講座(基礎研修)」及び「平塚市市民後見人養成講座(実践研修)」が実施された(参考資料 3～7 参照)。本年度の基礎研修及び実践研修の実施にあたっては、「研修としての養成カリキュラム」における「到達目標」の明確化と、その「到達目標」達成のため基礎研修及び実践研修のそれぞれの科目において教授されるべき内容(科目概要)の精査が不可欠であるとの認識に基づき、以下のとおり「到達目標」と「科目概要」に関する検討を行った。なお、この検討は、「第一次報告」の「3 市民後見人養成のあり方」の(3)の①において「カリキュラムに関して、実践研修や 3 年度目の後見サポーター等としての実務実習、さらに継続研修(現任者研修)に相応しい内容について整理、提示することも、養成カリキュラムの体系的な検討の一環として求められる」とされていたことによる整理、提示としてなされたものである。

「到達目標」については、別表 3 のとおり、i)「養成講座(基礎研修及び実践研修)修了時」と「後見サポーターとして、一定期間(半年から 1 年以上)経過時」等において、

ii)「1 基本的姿勢・倫理」、「2 成年後見業務に携わる基盤」、「3 身上監護」、「4 財産管理」の大項目 4 分野について 12 の中項目に分けたうえ、26 の小項目ごとに、

iii)「Ⅰ:知識として知っている」、「Ⅱ:演習・事例として適切な対応・判断ができる」、「Ⅲ:組織の管理・指導の下にできる」といった到達目標の目安(水準)に整理し、提示した。

「科目概要」については、別表 4 のとおり、養成カリキュラムが、大きくは「基礎研修」と「実践研修」の二つに分けられることのほか、例えば、「民法」と「成年後見制度論」、さらに「実践研修」における「申立手続書類の作成」をはじめとした成年後見の実務に関する科目相互間において、それぞれ、関連性のある要素が含まれていることから、それぞれの「科目の概要」にとどまらず、過度の重複を避けたり、欠落を防止したりするために「科目の主なテーマ・内容」を示した。あわせて、「養成講座修了時に「到達目標」を達成するため、当該科目に含まれる事項」についても、次の 3 つ、i)「当該科目の重要な要素に位置付けられるべき内容」、ii)「当該科目に通常含まれるべき内容」、iii)「当該科目に関連する内容」に分類し、提示した。

なお、市民後見人養成講座の開講に際しては、講師を、成年後見人等の受任経験のある個別分野の専門家を中心とし、成年後見の実務・実例を重視した講義とすることが、充実した研修につながるものとする。

また、平成 25 年度の基礎研修において、理解度を確認するため、講座第 3 日に「確認テスト」を実施したが、今後の基礎研修、実践研修の実施に当たっては、適宜、理解度確認のための小テストの実施等の機会を設けることが望ましい。今後も、「到達目標」達成に有効な、講義内容や科目の開講順の検討が必要である。

② 個別の科目等に関する事項

平成 24 年度の基礎研修実施に向けた検討段階において、効果測定等、適性の判断に関する検討が必要であること、基礎研修については、i) 市民後見人としての倫理に関する内容を明示的に盛り込むこと、ii) 事例検討等グループワークの実施の検討、iii) 研修の受講態度や試験等による適性の適切な評価の必要性について意見が出されたことを受けて、実際の研修においても、グループワークによる事例検討、修了時試験が実施された。また、基本カリキュラムにおいては、対象者理解のための「障害者の理解」の科目が 2 単位（120 分相当）とされているが、障害の特性の理解の必要性に鑑み、科目を「精神障害」と「知的障害」に分け、各 90 分の科目として開講した。事例検討については、平成 25 年度の基礎研修において、ワールド・カフェ方式を用いたところ効果がみられたことから、こうした効果的な手法の活用を検討することとしている。

実践研修については、平成 24 年度における方向性として、第一義的には実施主体である市町村の判断によることとなるが、i) コミュニケーション能力等対人援助技術の修得は、演習を含めた十分なトレーニングが必要であること、ii) 体験実習のプログラムについては、地域の成年後見ニーズをふまえた充実が望まれることなどについて意見が出されていた。

平成 25 年度に実施された「平塚市市民後見人養成講座（実践研修）」に関しては、i)「関係制度・法律」の分野について、各福祉制度に共通する総論的な内容（例えば「福祉事務所」の位置づけ等）について概説することの要否、ii)「体験実習」としての「後見人の後見業務同行」や「施設実習」の実習目的や具体的な実習内容について、特に「成年被後見人」の同意を得るという観点からの実習のあり方等、種々の議論がなされた。また、iii)「課題演習（グループワーク）」は、基本カリキュラムにおいて

5単位（300分相当）とされているが、当該分野を複数の講師が分担する場合、その演習において修得を目指す知識や技術について共有する必要性が確認されるとともに、iv)「成年後見の実務」（基本カリキュラムにおけるNo.24～29の9.5単位（570分相当））の科目については、前記①の「科目概要」に関してふれたとおり、科目相互の関連性が強いと、過度の重複を避けたり、欠落を防止したりするための考慮・工夫が必要である。

なお、平成24年度実施の基礎研修受講者からは、次年度開催予定の「実践研修」までに期間が空くことから、フォローアップに資する研修等に関する情報の提供を求める旨の意見が出されていたため、「実践研修」までの間に、「成年後見制度をめぐる動向」についての研修を実施した（具体的には、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の改正」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正」について。）。

③ その他

運営方法等については、まず、対象地域について、老人福祉法の規定は、市町村の努力義務としていることから、基本的には、市町村をエリアとしなければ難しく、また、基礎研修の対象は、実践研修の実施と連動して決める必要があること等から、広域連携の可能性は視野に入れつつも、原則的には、市町村単位の居住要件をベースとすることが合意された。平成24年度に実施した基礎研修も「平塚市在住」を要件として、受講者が募集され、平成25年度も同様に、それぞれ、「平塚市在住」、「海老名市在住」、「綾瀬市在住」を要件として募集した。

その他、受講対象は、25歳以上とし、上限については設けないこと、説明会を開催し、説明会への参加を受講の条件とすることとし、これらについては、実際の基礎研修においても適用された。この説明会の開催や受講者の募集にあたっては、成年後見等に関連する他のイベントやセミナーの機会を活用するなど、適切な広報手段により周知する必要がある。

（4）養成後の各種支援及び体制整備について

① 養成後の就任支援及び活動支援

養成後の支援としては、後見サポーター・市民後見人と被後見人等本人の相互にとって最適な組み合わせとなるような調整を図ることができる基盤を整えることが重要であり、おおむね、次の内容が含まれる。

i) まず、法人後見の後見サポーターとして活動いただく場合（D型）、その法人が成年後見人等を受任している事案の中に、後見サポーターが担当しうるケースが、一定数含まれていなければならない。法人の受任している（受任する）事案が複雑・困難なもののみであると、後見サポーターの担当に適さないことも考えられる（ただし、受任当初は複雑・困難であった事案が、その後の推移・経過により、安定し、後見サポーターが担当しうるケースに変わることもある。）。

ii) 次に、養成後に必要な支援としては、後見活動に対する日常的な支援、対応困

難な課題が発生した場合の専門的な相談体制として関係専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・精神保健福祉士等）との組織的な連携体制を構築するとともに、地域における関係機関・団体との連絡・協力体制の確立、さらに、緊急事態の場合の組織的な対応態勢の整備が必須である。

iii) さらに、「後見サポーター・市民後見人と被後見人等本人の相互にとって最適な組み合わせとなるような調整を図る」という意味では、後見サポーター・市民後見人と被後見人等本人との間の受任調整（マッチング）が、極めて重要である。この受任調整（マッチング）は、後見サポーター・市民後見人の場合に限らず、被後見人等本人の支援ニーズに適した者が後見等の支援を担うルールであり、その意味では、地域における後見活動の質を高めるという観点から、後見サポーター・市民後見人の受任調整（マッチング）のみではなく、市町村長申立一般における成年後見人等候補者調整であったり、地域における後見ニーズに対してより適切な成年後見人等候補者の紹介・推薦といった構想のひとつに位置づけられるべき性質をも有している。

以上、後見サポーター・市民後見人と被後見人等本人の相互にとって最適な組み合わせとなるような調整を図ることができる基盤については、家庭裁判所との協力体制の構築を含めて、引き続き検討・取組が必要である。

② 市民後見事業を推進するための組織的体制整備

本県における当面の構想が、(2)③記載のとおり、法人後見を実施している社会福祉協議会の後見サポーターとして活動いただく（D型）ことを基本としつつ、さらに、将来は、必要かつ十分な研修・経験等を経て、適切な人材が、個人として受任する成年後見人等（A～C型）としてステップアップするための環境について検討・整備することも構想するものであることから、法人後見を行う社会福祉協議会における専門的な人材（社会福祉士等）の配置・育成等や後見監督機能に関する体制整備が求められる。特に、新たな取組としての市民後見事業を担うことになる市町村社会福祉協議会においては、市民後見事業を担当する職員の研修や市町村社会福祉協議会への支援が必要となる。

そして、これらの事業が老人福祉法第 32 条の 2 の規定等に基づく、市町村及び都道府県の努力義務に基づくものであることから、市町村社会福祉協議会への支援をはじめ、市町村及び県の主体的な取組が求められている（障害福祉分野においては、知的障害者福祉法第 28 条の 2・障害者総合支援法第 77 条・精神保健福祉法第 51 条の 1 の 3（26 年 4 月 1 日施行予定）参照）。

③ 複数市町村による「広域実施」について

成年後見等に対するニーズは、ある程度のバラツキはあっても、全ての地域で生じ得るものと考えられるが、成年後見人等のサービス提供の資源・環境には、地域による差が極めて大きい。その意味では、市民後見人の育成・活用が、福祉諸法において市町村の努力義務とされていることをふまえるならば、単独の市町村によっては事業実施が困難な場合に備えて、複数市町村を対象とした「広域実施」の考え方を模索し、提案していくことも必要であると考えられる。

「広域実施」の他府県での先行例としては、

- i) 北海道の 1 市 4 町 1 村による「小樽・北しりべし成年後見センター」の取組、
 - ii) 東京都の 5 市による「一般社団法人多摩南部成年後見センター」設立の例、
 - iii) 長野県佐久圏域の 11 市町村による広域連合（地方自治法の特別地方公共団体）の設置する「成年後見支援センター」の例（長野県では、県内全ての圏域（10 圏域）において広域連合が設立されているが、広域連合として「広域実施」されているのは佐久広域連合のみ。その他に、上伊那圏域では、伊那市社会福祉協議会が 8 市町村の委託を受けた「上伊那成年後見センター」が置かれている。）、
 - iv) 愛知県の 5 市 5 町による「特定非営利活動法人知多地域成年後見センター」の事業展開、
- さらに、v) 岡山県の笠岡市社会福祉協議会が隣接する里庄町の町社会福祉協議会から負担金を受け入れている「かさおか権利擁護センター」などがある。

これらのうち、iii) の地方自治法に基づく特別地方公共団体としての佐久広域連合が「成年後見支援センター」を置く例や ii) の「一般社団法人多摩南部成年後見センター」などは、行政の責任が明確になるというメリットをあげることができるが、一方で、新たに組織を設立するための合意形成・手続き、組織を管理・運営するための機能や経費が必要となるといった面もある。i) の「小樽・北しりべし成年後見センター」、iv) の「特定非営利活動法人知多地域成年後見センター」、そして、v) の「かさおか権利擁護センター」の例などは、規模や成り立ちに違いはあるが、事業として「広域実施」するうえでは参考となる。

いずれにしても、成年後見に関わる事業は長期的な事業実施が必要であることから、「広域実施」の検討・準備においても、対象と想定される市町村間の歴史的な経緯や地域特性などをふまえた検討・調整が求められる。

また、こうした「広域実施」の検討・調整にあたっては、県内の市町村間の格差の拡大を防止する意味で、県の主体的な機能発揮が必要である。

4 まとめ

(1) 養成研修カリキュラム（基礎・実践）及び実施

市民後見人の養成カリキュラムについては、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室から提示されている「市民後見人養成のための基本カリキュラム」に準拠すること、このうち、講義形式の研修中心の「基礎研修」については全県的に広域で実施することとし、演習・実習形式の研修が含まれる「実践研修」については市町村が実施することが了解された。この了解のもとに、本検討会の検討状況を県内市町村に説明・意向確認のうえ、具体的な実施方法を関係市町村と協議し、平成 24 年度において平塚市、平成 25 年度においては平塚市・海老名市・綾瀬市で「基礎研修」が実施された。

県内の市町村からは、独自の取組を予定している市や、市民後見人養成に関して検討段階であるなどの理由により回答を留保する市町村を除き、半数程度の市町村から、

県の市民後見人養成の枠組みと連携する旨の回答がなされている。

今後も、当面の間、市民後見人養成に取り組む意欲のある市町村と事業実施に関する具体的な協議を行い、その実施に向けた調整・準備を行うことが必要である。

また、本年度実施した「基礎研修」の受講者に対する、「実践研修」の円滑な実施に向けた、必要に応じた支援についても、本年度同様考慮されるべきである。

(2) 今後の展開

今後は、本検討結果に基づき、i) 引き続き、当面の間、市民後見人養成に取り組む意欲のある市町村と事業実施に関する具体的な協議を行い、その実施に向けた調整・準備を行うとともに、ii) 「実践研修」の円滑な実施に向けた支援がなされ、かつ、iii) 各段階における「到達目標」実現のための体系的な研修・支援が行われなければならない。

また、iv) 後見サポーター・市民後見人と被後見人等本人の相互にとって最適な組み合わせとなるような調整を図ることができる基盤については、地域における後見活動の質を高めるため、より広く市町村長申立一般における成年後見人等候補者調整であったり、地域における後見ニーズに対してより適切な成年後見人等候補者の紹介・推薦といった観点から構想される必要がある。

あわせて、v) 法人後見を行う社会福祉協議会における専門的な人材の配置・育成等や後見監督機能、そして、vi) 複数市町村を対象とした「広域実施」のために課題となる事項の整理等も必要となる。



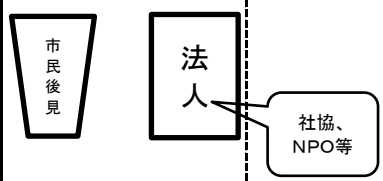
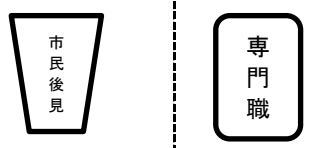
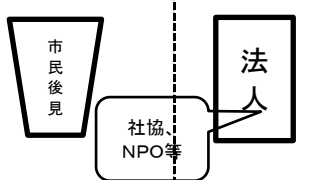
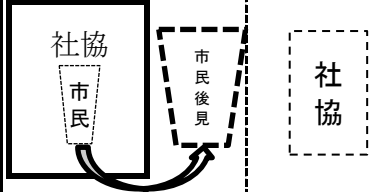
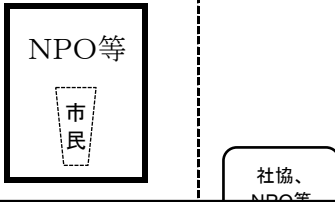
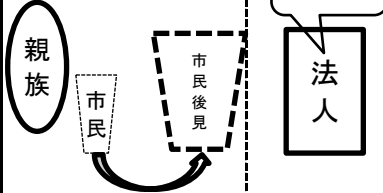
本検討は、平成24年度と25年度の時点における諸状況をもとに検討がなされたが、今後、一定の期間経過後、検証の上、より望ましい「市民後見人養成のあり方」が再検討されることが求められる。

別表1 成年後見等開始の審判及びその取消等事件の新受件数
(最高裁判所・司法統計より抜粋)

		12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
横浜家裁	後見(横浜)	477	692	916	1,246	1,367	1,640	1,806
	保佐(横浜)	84	89	211	244	286	394	464
	補助(横浜)	63	125	184	155	129	162	184
	計(横浜)	624	906	1,311	1,645	1,782	2,196	2,454
	対前年比(横浜)		145.2%	144.7%	125.5%	108.3%	123.2%	111.7%
	構成比(後見・横浜)	76.4%	76.4%	69.9%	75.7%	76.7%	74.7%	73.6%
	構成比(保佐・横浜)	13.5%	9.8%	16.1%	14.8%	16.0%	17.9%	18.9%
	構成比(補助・横浜)	10.1%	13.8%	14.0%	9.4%	7.2%	7.4%	7.5%
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	
	後見(横浜)	1,860	2,001	2,039	2,166	2,122	2,346	
	保佐(横浜)	486	509	570	648	682	723	
	補助(横浜)	205	235	252	247	243	274	
	計(横浜)	2,551	2,745	2,861	3,061	3,047	3,343	
	対前年比(横浜)	104.0%	107.6%	104.2%	107.0%	99.5%	109.7%	
	構成比(後見・横浜)	72.9%	72.9%	71.3%	70.8%	69.6%	70.2%	
	構成比(保佐・横浜)	19.1%	18.5%	19.9%	21.2%	22.4%	21.6%	
	構成比(補助・横浜)	8.0%	8.6%	8.8%	8.1%	8.0%	8.2%	

		12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
全国	後見(全国)	6,236	8,816	11,749	14,377	14,643	17,185	29,221
	保佐(全国)	1,298	1,885	2,822	3,409	3,634	4,421	4,866
	補助(全国)	1,059	1,450	1,779	2,092	2,111	2,548	2,539
	計(全国)	8,593	12,151	16,350	19,878	20,388	24,154	36,626
	対前年比(全国)		141.4%	134.6%	121.6%	102.6%	118.5%	151.6%
	構成比(後見・全国)	72.6%	72.6%	71.9%	72.3%	71.8%	71.1%	79.8%
	構成比(保佐・全国)	15.1%	15.5%	17.3%	17.1%	17.8%	18.3%	13.3%
	構成比(補助・全国)	12.3%	11.9%	10.9%	10.5%	10.4%	10.5%	6.9%
		19年	20年	21年	22年	23年	24年	
	後見(全国)	21,370	22,702	23,148	25,016	26,022	28,600	
	保佐(全国)	5,373	6,055	6,707	7,915	8,725	9,835	
	補助(全国)	2,598	2,781	3,088	3,450	3,371	3,711	
	計(全国)	29,341	31,538	32,943	36,381	38,118	42,146	
	対前年比(全国)	80.1%	107.5%	104.5%	110.4%	104.8%	110.6%	
	構成比(後見・全国)	72.8%	72.0%	70.3%	68.8%	68.3%	67.9%	
	構成比(保佐・全国)	18.3%	19.2%	20.4%	21.8%	22.9%	23.3%	
	構成比(補助・全国)	8.9%	8.8%	9.4%	9.5%	8.8%	8.8%	

「市民後見人」の就任・活動類型の整理

		後見人等の概念図		評価できる点	課題		
		後見人	後見監督人				
「市民後見人」の就任・活動形態	後見人に就任	単独後見	A			単独で後見人に就任することにより、後見人側が、達成感を得ることができる。	後見人実務の管理・監督体制の制度的構築。支援課題の相談先の確保。不適正な行為に対する抑止機能の確保。
		複数後見	B-①			市民後見人が身上監護を、専門職後見人が財産管理を主とするといった役割分担ができる。市民後見人から、支援課題について、専門職側に相談等することができる。	そもそも、複数後見とする必要性の精査が必要。後見人間の連携・協力の確保。組織的な管理・監督体制としては、やや弱い。
			B-②			市民後見人から、支援課題について、法人側に相談等することができる。後見人実務を組織的に管理・監督できる。	そもそも、複数後見とする必要性の精査が必要(特に、法人側の機能が十分であれば、あえて市民後見人をつける必要性は低い)。
		後見監督人選任を条件とする場合	C-①			後見人の実務のチェック体制が確保できる。市民後見人から、支援課題について、後見監督人である専門職側に相談等することができる。	適切な後見監督人(専門職)の確保。後見人と後見監督人との連携・協力の確保。組織的な管理・監督体制としては、やや弱い。後見監督報酬。
		C-②			後見人実務を組織的に管理・監督できる。市民後見人から、支援課題について、後見監督人である法人側に相談等することができる。	適切な後見監督人(法人)の確保。後見人と後見監督人との連携・協力の確保。後見監督報酬。	
	支援員・補助者として活動	法人の支援員	D-①			支援員としての「市民後見人」を組織的に管理・監督できる。将来、後見人として受任することを構想する余地がある。	「市民後見人」の定義に、適さないと評価される可能性がある。
			D-②			支援員としての「市民後見人」のチェック体制が確保できる。	「市民後見人」の定義に、適さないと評価される可能性がある。養成を行政が行った場合、NPO等とのマッチングに困難を来す可能性がある。
		親族後見人の支援員(サポーター)として活動	E			親族後見人の支援に資することができる。将来、後見人として受任することを構想する余地がある。	「市民後見人」の定義に、適さないと評価される可能性がある。親族後見人と「市民後見人」とのマッチングに困難を来す可能性がある。後見監督報酬。

「後見サポーター(市民後見人)」の到達目標

到達目標の目安について									
		I : 知識として知っている		II : 演習・事例として適切な対応・判断ができる		III : 組織の管理・指導の下にできる		(IV : 主体的にできる)	
養成講座(基礎研修及び実践研修)修了時		後見サポーターとして、一定期間(おおむね、半年から1年以上)経過時		(個人受任(後見サポーターとして、一定期間を経過し、個人受任しうる状態))					
		☆ 養成講座(講義・演習・実習)を受講したものが、修了時に修得していることが求められる姿勢、知識・技術等		☆ 研修修了後、法人後見の後見サポーター(後見法人団体内の実務担当者)として後見活動に携わり、OJTを含む実践のなかで修得していることが求められる姿勢、知識・技術等		注:この後見監督人を付した市民後見人については、あくまでも検討中の最終目標であって、適正な後見監督人の受け皿作り等の環境整備が、大前提		☆ 法人後見の後見サポーターとして後見活動を経験した者が、市民後見実施機関(社協)の後見監督人等として付すことを条件に、個人受任するうえで修得していることが必要な姿勢、知識・技術等	
評価項目		研修実施者(研修終了時の試験・レポート(作文)、演習・実習の内容・態度を基に評価する。)		法人後見運営主体<市町村社協>(後見サポーター(後見法人団体内の実務担当者)としての活動中の後見活動を総合的に評価する。)		市民後見実施機関<後見監督人としての社協>(成年後見人としての後見活動を総合的に評価する。選任後、定期的に評価を行う。)		到達の目安	
大項目	中項目	番号	小項目	到達の目安		到達の目安		到達の目安	
1	A. 成年後見人等に必須な姿勢	(1)	本人意思の尊重	成年後見制度・成年後見人の活動において「本人意思の尊重」が重要であることを理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、「本人意思の尊重」を考慮した後見活動ができる	III	成年後見人等として「本人意思の尊重」を考慮した後見活動ができる	IV
		(2)	本人の最善の利益	成年後見制度・成年後見人が「本人の最善の利益」のためのものであることを理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、「本人の最善の利益」を考慮した後見活動ができる	III	成年後見人等として「本人の最善の利益」を考慮した後見活動ができる	IV
	B. 市民後見人としての役割と意義	(3)	権利擁護の立場	市民後見人(後見サポーター)は、成年後見制度をとおした、権利擁護活動をすることが期待されていることを知っている	I II	後見法人団体内の実務担当者として、成年後見活動をとおした、権利擁護を実践できる	III	成年後見人等として、成年後見活動をとおした、権利擁護を実践できる	IV
		(4)	地域福祉の視点	市民後見人(後見サポーター)は、成年後見制度をとおした、地域福祉を推進することが期待されていることを知っている	I II	後見法人団体内の実務担当者として、成年後見活動をとおした、地域福祉の推進に関わることができる	III	成年後見人等として、成年後見活動をとおした、地域福祉を主体的に展開することができる	IV
	C. 個人情報の保護に配慮する姿勢	(5)	個人情報の保護	成年後見人の活動においても「個人情報の保護」に留意しなければならないことを理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、「個人情報の保護」に留意した後見活動ができる	III	成年後見人等として、「個人情報の保護」に留意した後見活動ができる	IV
2	D. 成年後見制度について	(6)	成年後見制度の理解	成年後見制度の概要について理解している	II	成年後見制度を正確に理解し、関係者等に説明できる	III	成年後見人等として、成年後見制度についてわかりやすく、正確に説明・解説できる	IV
		(7)	成年後見人の職務についての理解	成年後見人が職務として行わなければならないこと、職務に含まれないことを理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、成年後見人の職務を果たし、職務に含まれないことについて理解している	III	成年後見人が職務として行わなければならないことを適切に行い、職務に含まれないことについて、正確に説明できる	IV
	E. 基盤となる技能	(8)	コミュニケーション能力	要支援者とのコミュニケーションをとることができる	II	要支援者・関係者と良好なコミュニケーションをとることができる	III	被後見人・関係者等との円滑なコミュニケーションを展開できる	IV
		(9)	障害等特性の理解	障害等の特性についておおむね理解している	I II	後見法人団体内の実務担当者として、障害等の特性をふまえた後見活動ができる	II III	成年後見人等として、障害等の特性をふまえた後見活動ができる	III IV
	F. 後見事務	(10)	通常の後見事務	通常の後見事務の流れ、期限、書類(業務日誌・収支明細等財産目録を含む)の作成方法について理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、通常の後見事務について、期限を順守し、書類(業務日誌・収支明細等財産目録を含む)の作成・提出ができる	III	成年後見人等として、通常の後見事務について、期限を順守し、書類(業務日誌・収支明細等財産目録を含む)の作成・提出ができる	IV
		(11)	異例、複雑・高度な後見事務	異例、複雑・高度な後見事務について知っている	I	異例、複雑・高度な後見事務について、後見法人団体内の実務担当者として、相談・判断をする姿勢がある	II III	異例、複雑・高度な後見事務について、成年後見人等として、適切な専門家・専門機関等に相談し、対応することができる	III IV
	G. 関係者・機関等との関係、緊急対応	(12)	関係者・機関等との連携	関係者・機関等との連携の必要性を理解し、連携先の提案ができる	II	後見法人団体内の実務担当者として、関係者・機関等との連携について、連携先との調整ができる	III	成年後見人等として、関係者・機関等との連携について、連携を主導することができる	III IV
		(13)	親族等関係者との適切な距離	親族等関係者との適切な距離の必要性について理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、親族等関係者との適切な距離に考慮した後見活動ができる	III	成年後見人等として、親族等関係者との適切な距離に考慮した後見活動ができる	IV
		(14)	緊急時の対応	緊急時の対応方法の概略を知っている	I II	法人における緊急時の対応を理解し、組織内での適切な対応に結び付けることができる	II III	緊急時の対応について、成年後見人等として、適切な専門家・専門機関等に相談し、対応することができる	III IV
	3	H. 身上監護の基本事項	(15)	社会資源について	主要な社会資源について知っている	I	社会資源の特徴を知っており、利用可能な社会資源を選択することができる	II III	社会資源の特徴に応じ、利用可能で適切な社会資源を導入することができる
(16)			身上監護に配慮した後見事務計画	後見事務計画立案に際し、身上監護の重要性を理解している	I II	身上監護に配慮した後見事務計画の立案に関与し、その内容を理解することができる	II III	身上監護に配慮した後見事務計画を立案することができる	III IV
I. サービス利用、入所・入院等の生活支援・確保について		(17)	生活支援(在宅の場合のサービス利用等)	在宅におけるサービス利用・導入の留意点について知っている	II	在宅におけるサービス利用・導入時の事前確認・履行状況確認をすることができ、契約違反等のトラブルへの対処方法を知っている	III	在宅におけるサービス利用・導入時の事前確認・履行状況確認、契約違反等のトラブルへの対処をすることができる	IV
		(18)	生活支援・確保(入所・入院)	入所・入院における留意点について知っている	II	入所・入院における事前確認・処遇状況確認をすることができ、契約違反等のトラブルへの対処方法を知っている	III	入所・入院における事前確認・処遇状況確認、契約違反等のトラブルへの対処をすることができる	IV
J. トラブル発生時の対処		(19)	適切な改善要望	生活上のトラブルが発生した場合、その改善の主要な要請先を知っている	I	後見法人団体内の実務担当者として、トラブルへの対処方法を提案できる	II III	成年後見人等として、トラブルへの初期対処ができる	III IV
		(20)	損害の回復	トラブルにより成年被後見人等に損害が発生した場合、成年後見人等の職責として回復を求める必要性を理解している	I	トラブルにより成年被後見人等に損害が発生した場合、成年後見人等の職責として回復を求める方法を提案できる	II III	トラブルにより成年被後見人等に損害が発生した場合、成年後見人等として回復を求めることができる(弁護士等専門職・機関への委任を含む)	III IV
4	K. 財産管理の基本事項	(21)	収支バランス	収入の確保と支出の適正な管理について理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、収入の確保と支出の適正な管理、収支バランスを図ることができる	III	成年後見人等として、収入の確保と支出の適正な管理、収支バランスを図ることができる	IV
		(22)	金銭出納	適正な金銭出納について理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、法人のルールに則った金銭出納を厳守できる	III	成年後見人等として、厳正な金銭出納を行うことができる	IV
		(23)	金融機関等の必要な手続きの履践	金融機関等の必要な手続きを理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、法人のルールに則り、金融機関等の必要な手続きができる	III	成年後見人等として、金融機関等の必要な手続きを適切に行うことができる	IV
	L. 財産管理の諸問題	(24)	重要財産の処分について	成年被後見人等の重要財産(居住用不動産等)の処分の制限、手続きについて理解している	II	後見法人団体内の実務担当者として、法人のルールに則った、成年被後見人等の重要財産(居住用不動産等)の処分の手続きが提案できる	III	成年後見人等として、成年被後見人等の重要財産(居住用不動産等)の処分の手続きを適切に行うことができる	IV
		(25)	親族扶養等について	成年被後見人等の収入・資産による親族扶養等の問題について知っている	I	後見法人団体内の実務担当者として、法人のルールに則った、収入・資産による親族扶養等について提案・判断できる	II III	成年後見人等として、成年被後見人等の収入・資産による親族扶養等について相談・提案・判断を適切に行うことができる	III IV
		(26)	相続についての基本的知識	成年被後見人等が相続人になった場合に必要となる対処について知っている	I	後見法人団体内の実務担当者として、法人のルールに則った、成年被後見人等が相続人になった場合の対処を提案できる	II III	成年後見人等として、成年被後見人等が相続人になった場合の対処について相談・提案・判断を適切に行うことができる	III IV

別表
3

「市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）における科目概要」及び「基本テキストとの対応表」

別表 4

市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）モデルカリキュラムによる開講科目の概要								基本テキストとの対応表			
科目番号	科目名	時間(分)	科目の概要	科目の主なテーマ・内容	養成講座修了時に「到達目標」を達成するため、当該科目に含まれる事項 ※ 別表3「後見サポーター(市民後見人)」の到達目標参照			テキスト『市民後見人養成テキスト』 NPO法人 地域ケア政策ネットワーク		テキストに関する留意点	
					当該科目の重要な要素に位置づけられるべき内容	当該科目に通常含まれるべき内容	当該科目に関連する内容	該当箇所	関連する箇所		
説明会	001 (市民後見人養成講座説明会における制度説明)	45	(説明会における成年後見制度の制度説明)	(成年後見制度が生まれた背景・趣旨及びその理念)		(6)成年後見制度の理解		「102 成年後見制度総論」による読み替え対象です。			
基礎研修	101 地域福祉(地域福祉・権利擁護の理念)	60	地域福祉及び権利擁護の理念について教授する。	①地域福祉の意義・理念 ②権利擁護の意義・理念 ③地域福祉及び権利擁護に関する法制度	(3)権利擁護の立場 (4)地域福祉の視点			当該地域の「地域福祉計画」や「地域福祉活動計画」における、権利擁護についても教授ください。		独自科目のため、テキストに該当なし。レジュメ等が必要。当該地域の「地域福祉計画」や「地域福祉活動計画」を用いることも要検討。	
	102 成年後見制度総論	60	成年後見制度が生まれた背景・趣旨及びその理念を概説する。	①成年後見制度化の趣旨と背景 ②成年後見制度の目的・基本理念(ノーマライゼーション、現有能力の活用、自己決定の尊重) ③制度活用の必要性、今後の課題	(1)本人意思の尊重 (2)本人の最善の利益 (6)成年後見制度の理解			「109 市民後見概論Ⅰ」との開講の先後により、内容の調整が必要です。厚労省の基本カリキュラムでは90分の配当ですが、市民後見人養成講座説明会における「001 制度説明」により30分相当を読み替え、圧縮しています。	第3章 ① 成年後見制度概論		
	103 成年後見制度各論	90	市民後見人としての活動に際し必要となる法定後見制度について概説する。あわせて、任意後見制度についても、概要を説明する。	①後見、保佐、補助の各類型の違い ②対象者、申立権者について ③代理権、同意権・取消権について ④財産管理と身上監護 ⑤任意後見制度について	(6)成年後見制度の理解	(7)成年後見人の職務についての理解			第3章 ② 法定後見制度 ③ 任意後見制度	第1章 ②-5成年後見人の業務 ②-6市民後見人としての活動	
	104 家族法、財産法	120	市民後見人としての活動に際し必要となる、家族法の基礎および財産法の概要(契約・不法行為)について説明する。	①民法の基本概念 ②家族法の基礎知識(親族、扶養、相続) ③財産法の基礎知識(契約、不法行為、時効)	(20)損害の回復 (26)相続についての基本的知識	(25)親族扶養等について	(6)成年後見制度の理解		第4章 ①「家族法の基礎」へのガイダンス ②「財産法の基礎」へのガイダンス		
	105 障害のある人の理解(知的障害)	90	知的障害に関する基礎的な事項を概説する。	①知的障害の理解 ②関連する法制度 ③障害特性に応じた対応の留意点	(9)障害等特性の理解				第2章 ③ 障害者の理解		「基本カリキュラム」よりも時間数を増加させており、レジュメ等による補充が必要。
	① 106 障害のある人の理解(精神障害)	90	精神障害に関する基礎的な事項を概説する。	①精神疾患の理解 ②関連する法制度 ③障害特性に応じた対応の留意点	(9)障害等特性の理解				第2章 ③ 障害者の理解		「基本カリキュラム」よりも時間数を増加させており、レジュメ等による補充が必要。
	107 高齢者、認知症の理解	120	高齢者、認知症に関する基礎的な事項を概説する。	①認知症の理解 ②関連する法制度 ③障害特性に応じた対応の留意点	(9)障害等特性の理解				第2章 ① 高齢者の理解 ② 認知症の理解		
	108 成年後見制度と市町村責任	30	市町村長申立を軸とした後見等業務の適正実施について、市町村の果たすべく役割とその責任について概説する。	①高齢者虐待防止法第28条、老人福祉法第32条・第32条の2に基づく、市町村の責任 ②障害者虐待防止法第44条、障害者総合支援法第77条、知的障害者福祉法第28条・第28条の2、精神保健福祉法第51条の11の2・第51条の11の3に基づく、市町村の責任	(3)権利擁護の立場 (4)地域福祉の視点 (6)成年後見制度の理解				第1章 ③ 市民後見と市町村の役割 第7章 ① 後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	第1章 ④-[2]市民後見を推進していくために	
	109 市民後見概論Ⅰ	120	市民後見人としての社会規範・倫理性について概説する。市民後見人としての活動に際し、直面することになる課題についてふれる。市町村が市民後見を行うことの意義について教授する。	①市民後見人への期待 ②市民後見人としての社会規範・倫理性 ③市民後見人の職務と役割 ④後見活動の実際 ⑤市民後見事業推進と市町村の役割	(7)成年後見人の職務についての理解			「102 成年後見制度総論」との開講の先後により、内容の調整が必要。	第1章 ① 市民後見の背景 ② 市民後見人の役割		

市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）モデルカリキュラムによる開講科目の概要							基本テキストとの対応表			
科目番号	科目名	時間(分)	科目の概要	科目の主なテーマ・内容	養成講座修了時に「到達目標」を達成するため、当該科目に含まれる事項 ※ 別表3「後見サポーター(市民後見人)」の到達目標参照			テキスト(『市民後見人養成テキスト』 NPO法人 地域ケア政策ネットワーク)		テキストに関する留意点
					当該科目の重要な要素に位置づけられるべき内容	当該科目に通常含まれるべき内容	当該科目に関連する内容	該当箇所	関連する箇所	
基礎	110	日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業	日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業などの事業フレームを教授する。	①日常生活自立支援事業 ②成年後見制度利用支援事業	(15)社会資源について		(21)収支バランス		第1章 ③-[6] 成年後見制度利用支援事業	テキストに日常生活自立支援事業に関する記述がないため、補充が必要。
	111	市民後見人による実践報告	現役市民後見人が、実際に行っている支援や直面する課題について報告する。	①市民後見人による実践報告	(7)成年後見人の職務についての理解				第7章 現役市民後見人による実践報告	
	112	市民後見概論Ⅱ	市民後見人としての活動に際し直面することになる課題について概説する。	①後見活動に際し直面することが想定される課題と、市民後見人への支援・バックアップ		(7)成年後見人の職務についての理解 (14)緊急時の対応		「109 市民後見概論Ⅰ」と「115 市民後見概論Ⅲ」との関連で、内容の調整が必要。	第7章 (現役市民後見人による実践報告)	
	113	事例検討Ⅰ(グループワーク)	判断能力の低下等、成年後見制度の利用について事例によるグループワークを通じて検討する。	①判断能力の低下等、成年後見制度の利用について事例によるグループワーク (基礎研修段階であることをふまえて、高齢・障害の別、判断能力低下の程度などを考慮した2事例程度の検討)	(6)成年後見制度の理解 (12)関係者・機関等との連携 (15)社会資源について			基礎研修段階であることをふまえて、高齢・障害の別、判断能力低下の程度などを考慮した2事例程度の検討を想定しています。	第11章 ① 課題演習にあたって	基礎研修段階として、ふさわしいワーク用の事例が必要。
	114	事例検討Ⅱ(グループ発表)	グループワークにおける検討結果を発表する。	①判断能力の低下等、成年後見制度の利用について事例によるグループワークの結果発表 (基礎研修段階であることをふまえて、高齢・障害の別、判断能力低下の程度などを考慮した2事例程度の検討結果の発表)		(6)成年後見制度の理解		基礎研修段階であることをふまえて、高齢・障害の別、判断能力低下の程度などを考慮した2事例程度の検討結果の発表を想定しています。	第11章 ① 課題演習にあたって	基礎研修段階として、ふさわしいワーク用の事例が必要。
②	115	市民後見概論Ⅲ	市民後見人としての具体的職務とその役割、市民後見人として行わないことについて教授する。	①市民後見人としての社会規範・倫理性の再確認 ②成年後見制度の目的・基本理念の再確認 (ノーマライゼーション、現有能力の活用、自己決定の尊重)	(1)本人意思の尊重 (2)本人の最善の利益 (3)権利擁護の立場 (4)地域福祉の視点 (6)成年後見制度の理解	(7)成年後見人の職務についての理解		第1章 ① 市民後見の背景 ④ 市民後見推進の課題	第3章 ①-1成年後見制度概論	
	201	高齢者施策／高齢者虐待防止法	後見業務に関連する高齢者施策について、その理念や現状を成年後見制度との関わりにおいて概説する。 高齢者虐待の実態と対応について概説する。	①高齢者に関わる福祉サービス ②高齢者虐待防止法の理解と対応	(3)権利擁護の立場 (15)社会資源について			第5章 ② 介護保険制度以外の保健福祉政策 ③ 高齢者虐待防止法		
	202	介護保険制度	介護保険制度の理念やサービスの概要について、成年後見制度との関わりにおいて概説する。	①介護保険制度の概要 ②介護保険の施設・居住系サービス ③介護保険サービスと後見実務の関係 ④地域包括支援センター	(15)社会資源について	(17)生活支援(在宅の場合のサービス利用等) (18)生活支援・確保(入所・入院)			第5章 ① 介護保険制度	
	203	障がい者施策／障がい者虐待防止法	後見業務に関連する障がい者施策について、その理念や現状を成年後見制度との関わりにおいて概説する。 障がい者虐待の実態と対応について概説する。	①障がいのある人に関わる福祉サービス ②障がい者虐待防止法の理解と対応	(3)権利擁護の立場 (15)社会資源について	(17)生活支援(在宅の場合のサービス利用等) (18)生活支援・確保(入所・入院)			第5章 ④ 障がい者施策 ⑤ 障がい者虐待防止法	
	204	成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎(生活保護制度)	後見業務に関連する諸制度のうち生活保護制度について、成年後見制度との関わりにおいて概説する。	①生活保護制度の概要	(15)社会資源について	(21)収支バランス			第6章 ① 生活保護制度	
205	成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎(健康保険制度)	後見業務に関連する諸制度のうち健康保険制度について、成年後見制度との関わりにおいて概説する。	①健康保険制度の概要	(15)社会資源について	(21)収支バランス			第6章 ② 公的医療保険制度		

市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）モデルカリキュラムによる開講科目の概要							基本テキストとの対応表				
科目番号	科目名	時間(分)	科目の概要	科目の主なテーマ・内容	養成講座修了時に「到達目標」を達成するため、当該科目に含まれる事項 ※ 別表3「後見サポーター(市民後見人)」の到達目標参照			備考	テキスト『市民後見人養成テキスト』 NPO法人 地域ケア政策ネットワーク		テキストに関する留意点
					当該科目の重要な要素に位置づけられるべき内容	当該科目に通常含まれるべき内容	当該科目に関連する内容		該当箇所	関連する箇所	
206	成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎(年金制度)	30	後見業務に関連する諸制度のうち年金制度について、成年後見制度との関わりにおいて概説する。	①年金制度の概要	(15)社会資源について	(21)収支バランス			第6章 ③ 年金保険制度		
207	税務申告制度等	30	税務申告制度について、成年後見制度との関わりにおいて概説する。	①税務申告等の概要 (所得税・住民税、相続税、贈与税等)	(23)金融機関等の必要な手続きの履践	(26)相続についての基本的知識			第6章 ④ 税務申告制度		テキストの記載が国税のみで、市県民税等に関する記述がないため、若干補充が必要。
208	対人援助の基礎	120	利用者や家族等との面接・相談対応を念頭に、対人援助の基礎について、演習をおりまぜて教授する。	①自己覚知 ②傾聴と共感 ③対人援助のコミュニケーション技術	(8)コミュニケーション能力		(13)親族等関係者との適切な距離				「対人援助」の演習をふまえ、レジュメ等による補充を検討。
209	申立手続き書類の作成	120	後見等申立書等の記載・作成について概説する。	①申し立てに必要な基本的な書類について ②保佐・補助の場合(代理行為目録、同意行為目録) ③必要な場合の保全処分について	(6)成年後見制度の理解				第10章 ①-1 成年後見の手続きと流れ ①-2 申立の実務		
210	財産目録の作成	90	申立時に必要な「財産目録」の記載・作成について概説する。	①「財産目録」の概要 ②「財産目録」作成に必要な「提出資料」の請求方法について	(6)成年後見制度の理解				第10章 ①-2-[1]-2(6)財産目録		
211	家庭裁判所の実際	90	家庭裁判所の機能と役割、成年後見等の申立実務について概説する。	①裁判所の機構、家庭裁判所の組織について ②家事事件手続法について ③成年後見等の申立実務について	(12)関係者・機関等との連携	(6)成年後見制度の理解			第9章 ①家庭裁判所の実際		
212	後見計画・収支予定の作成	90	成年後見制度の目的・基本理念(ノーマライゼーション、現有能力の活用、自己決定の尊重)に基づいた「後見計画・収支予定」の作成について概説する。	①成年後見制度の目的・基本理念(ノーマライゼーション、現有能力の活用、自己決定の尊重)の再確認 ②「身上監護」を着目した「後見計画・収支予定」の立案	(1)本人意思の尊重 (2)本人の最善の利益 (16)身上監護に配慮した後見事務計画	(10)通常の後見事務 (21)収支バランス	成年後見制度の目的・基本理念(ノーマライゼーション、現有能力の活用、自己決定の尊重)に基づくことが重要であることを強調ください。	第3章 ② 法定後見制度 第8章「対人援助の基礎」 第10章 ①-3 成年後見人等選任後の実務			
213	報告書の作成	90	報告書の記載・作成について概説する。あわせて、後見業務を行う上で必要な手続き、課題について教授する。	①報告書作成の基礎となる業務日誌・収支明細 ②報告書作成の概要 ③居住用不動産処分に関する家裁の許可について ④扶養等疑義の生じる可能性のある事例について	(10)通常の後見事務 (22)金銭出納	(21)収支バランス			第3章 ②-1-[11]後見事務の報告等		
214	体験実習についての留意点	30	各体験実習についての留意点を説明する。	①体験実習の留意点 ②守秘義務について	(5)個人情報の保護 (10)通常の後見事務	(15)社会資源について			第12章 体験実習・レポート作成		
215	後見人の後見業務同行	150	後見人の後見業務に同行する。	①就任後の「財産調査」、金融機関への届出、日常的な金銭管理等について、後見人に同行し、業務の実際を体験する。	(10)通常の後見事務	(11)異例、複雑・高度な後見事務 (23)金融機関等の必要な手続きの履践	(19)適切な改善要望	成年被後見人本人との面談、自宅への訪問等については、事前の本人同意が得られるか等の観点から精査が必要。	第12章 体験実習・レポート作成		
216	施設実習	300	福祉施設における被後見人の生活について知る。	①入所・通所施設等における、被後見人の日常生活について体験する。	(5)個人情報の保護 (15)社会資源について	(9)障害等特性の理解 (12)関係者・機関等との連携	(8)コミュニケーション能力	成年被後見人本人との面談、入所施設の居室への訪問等については、事前の本人同意が得られるか等の観点から精査が必要。	第12章 体験実習・レポート作成		

市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）モデルカリキュラムによる開講科目の概要								基本テキストとの対応表			
科目番号	科目名	時間(分)	科目の概要	科目の主なテーマ・内容	養成講座修了時に「到達目標」を達成するため、当該科目に含まれる事項 ※ 別表3「後見サポーター(市民後見人)」の到達目標参照			テキスト『市民後見人養成テキスト』 NPO法人 地域ケア政策ネットワーク		テキストに関する留意点	
					当該科目の重要な要素に位置づけられるべき内容	当該科目に通常含まれるべき内容	当該科目に関連する内容	該当箇所	関連する箇所		
実践 研 修	217	後見報酬付与申立実務	45	後見報酬付与申立の手続き、書類作成について概説する。	①後見報酬付与申立の手続きについて	(10)通常の後見事務				第3章 ②-1-[12]報酬付与の審判の申立 第10章 ①-3-[3]-3報酬付与の申立	
	218	後見事務終了時の手続き	90	後見事務終了時になすべき手続き、後見事務終了報告書の記載・作成について概説する。	①家庭裁判所への連絡 ②相続人等への財産の引き渡し ③後見事務終了報告書の記載・作成 ④その他の手続き	(10)通常の後見事務				第3章 ②-1-[15]後見の終了事由と終了時の事務 第10章 ①-4 後見事務終了後の実務	
	219	死後事務	45	被後見人等の死亡に伴う「死後事務」の課題について教授する。	①成年被後見人の死亡に際しての成年後見人の職務 ②「死後事務」の諸課題 (遺体の引取り、葬祭・火葬・埋葬、居所・賃貸家屋の明渡し、家財道具の処分等)	(11)異例、複雑・高度な後見事務	(10)通常の後見事務			第1章 ①-4-[1]-(2)死後事務	
	220	事例報告と検討 ①②	150	主に法律的観点から、実際の後見業務の事例について、演習(グループワーク)形式により検討する。	①受任後の後見事務・後見計画を、課題を関係機関・社会資源につなげつつ、どのように展開するかをグループワークにより検討	<A> (1)本人意思の尊重 (2)本人の最善の利益 (3)権利擁護の立場 (4)地域福祉の視点 (12)関係者・機関等との連携	 (6)成年後見制度の理解 (7)成年後見人の職務についての理解 (10)通常の後見事務 (15)社会資源について (16)身上監護に配慮した後見事務計画 (19)適切な改善要望 (20)損害の回復 (24)重要財産の処分について (25)親族扶養等について (26)相続についての基本的知識	(9)障害等特性の理解 (11)異例、複雑・高度な後見事務 (13)親族等関係者との適切な距離 (17)生活支援(在宅の場合のサービス利用等) (18)生活支援・確保(入所・入院)	左の<A>欄の観点をふまえて、欄の項目の最低半数が含まれているように、事例を工夫くださるようお願いいたします。	第11章 ① 課題演習にあたって	テキストの記載内容よりも、グループワークや事例検討に適したケースが必要。
	221	事例報告と検討 ③④	150	主に福祉的観点から、実際の後見業務の事例について、演習(グループワーク)形式により検討する。	①受任後の後見事務・後見計画を、課題を関係機関・社会資源につなげつつ、どのように展開するかをグループワークにより検討	<A> (1)本人意思の尊重 (2)本人の最善の利益 (3)権利擁護の立場 (4)地域福祉の視点 (12)関係者・機関等との連携 (16)身上監護に配慮した後見事務計画	 (6)成年後見制度の理解 (7)成年後見人の職務についての理解 (9)障害等特性の理解 (10)通常の後見事務 (15)社会資源について (17)生活支援(在宅の場合のサービス利用等) (18)生活支援・確保(入所・入院) (19)適切な改善要望 (25)親族扶養等について	(11)異例、複雑・高度な後見事務 (20)損害の回復	左の<A>欄の観点をふまえて、欄の項目の最低半数が含まれているように、事例を工夫くださるようお願いいたします。	第11章 ① 課題演習にあたって	テキストの記載内容よりも、グループワークや事例検討に適したケースが必要。
222	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	60	当該市町村における後見実施機関の実務と、市民後見活動に対する支援・バックアップについて教授する。	①当該市町村における後見実施機関の実務 ②市民後見活動に対する支援・バックアップ	(14)緊急時の対応	(11)異例、複雑・高度な後見事務			第7章 ① 市民後見活動の実際	第1章 ③ 市民後見と市町村の役割	

参考資料 一覧

参考資料	1	福祉諸法における成年後見等の市町村長申立と市民後見人	…… 2 5
参考資料	2	厚生労働省「市民後見人養成のための基本カリキュラム」	…… 2 6
参考資料	3	案内チラシ 平成25年度「市民後見人養成講座（基礎研修）説明会・研修会 参加者募集！」	…… 2 8
参考資料	4	説明会配布資料 平成25年度「市民後見人養成講座（基礎研修）説明会」	…… 3 2
参考資料	5	平成25年度 神奈川県市民後見人養成講座（基礎研修）実施要項	…… 4 5
参考資料	6	平成25年度 市民後見人養成講座（基礎研修）開催日程（実績）	…… 4 7
参考資料	7	平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）開催日程（実績）	…… 4 8
		平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）体験実習実施状況一覧表（受講者実習先）	…… 4 9
		平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）施設実習スケジュール	…… 5 0
		平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）受講者施設における体験実習マニュアル	…… 5 1
参考資料	8	市民後見人養成（基礎研修・実践研修）、就任支援及び活動支援の流れ（イメージ）	…… 5 5

〈参考資料 1〉

福祉諸法における成年後見等の市町村長申立と市民後見人

従来の規定（市町村長申立）	新しく加えられた規定
<p>老人福祉法 (審判の請求) 第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。</p>	<p>老人福祉法 (後見等に係る体制の整備等) 第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、<u>研修の実施</u>、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。 ※平成24年4月1日施行</p>
<p>知的障害者福祉法 (審判の請求) 第28条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。</p>	<p>知的障害者福祉法 (後見等を行う者の推薦等) 第28条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。 ※平成25年4月1日施行</p>
	<p>障害者総合支援法 ※題名変更は、平成25年4月1日施行 (市町村の地域生活支援事業) 第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 一～三 (略) 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業 五 障害者に係る民法(明治29年法律第89号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業 ※この号、平成25年4月1日施行 六～九 (略) 2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (審判の請求) 第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (後見等を行う者の推薦等) 第51条の11の3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。 ※平成26年4月1日施行予定</p>

厚生労働省 市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計 50 単位 = 39 単位(講義・実務・演習) + 11 単位(体験学習+レポート作成)

補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 21 単位 / 1260 分

◆市民後見概論 3 単位 / 180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論	3 単位	180 分

◆対象者理解 4.5 単位 / 270 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5 単位	150 分
3		障害者の理解	2 単位	120 分

◆成年後見制度の基礎 4 単位 / 240 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
4	成年後見制度の基礎 ※どこかで消費者保護	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
5		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
6		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
7		成年後見制度と市町村責任	0.5 単位	30 分
8		地域福祉・権利擁護の理念 /日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
9	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
10		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) 5.5 単位 / 330 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
11	関係制度・法律 (当該市町村・地域の取組現状) ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること	介護保険制度	1.5 単位	90 分
12		高齢者施策 / 高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
13		障害者施策 / 障害者虐待防止法	1 単位	60 分
14		成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5 単位	90 分
15		税務申告制度 等	0.5 単位	30 分

◆市民後見活動の実際 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
16	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1 単位	60 分
17		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

実践研修 29(31 補講)単位／1080(1200 補講)分+α(体験実習・レポート作成)

◆対人援助の基礎 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2 単位	120 分

◆体験実習(フィールドワーク) 8 単位／1 日半+30 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
19	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
20	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5 単位	約半日
21	体験実習③	施設実習	5 単位	約 1 日

◆家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5 単位／90 分 or 約半日

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5 単位	約半日

◆成年後見の実務 9.5 単位／570 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	成年後見の実務①	申立書類の作成	2 単位	120 分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5 単位	90 分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5 単位	90 分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5 単位	90 分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5 単位	90 分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5 単位	90 分

◆課題演習(グループワーク) 5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	課題演習	事例報告と検討	5 単位	300 分

◆レポート作成 3 単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
31	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	—	—
32	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2 単位	—
33	レポート作成③	市民後見人像	1 単位	—

◆補講 当該市町村・地域の現状 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
34	当該市町村・地域の現状 ※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略 ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35		障害者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
36		地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
37		社会資源	0.5 単位	30 分

市民後見人養成講座(基礎研修)

説明会・研修会 参加者募集！

地域における支えあいの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座(基礎研修)を開講します。この養成講座は、今回の基礎研修に引き続き、平成26年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了となります。

説明会日時・会場

① 平成25年11月 5日(火曜) 午後6時～8時

② 平成25年11月11日(月曜) 午後2時～4時

①・②とも同じ内容です。いずれかにご参加ください(説明会出席は、事前申込不要)。上記日程以外の海老名市・綾瀬市において開催する説明会にご参加いただくこともできます。海老名市・綾瀬市において開催する説明会の日程等の詳細は、裏面をご覧ください。

会場は、神奈川県平塚保健福祉事務所(平塚市豊原町6-21)

※ ご来場の際は、公共交通機関(バス等)をご利用ください。

対 象

平塚市民で、成年後見制度に関心があり、市民後見活動を担う意欲のある方
詳細は、裏面をご確認ください。

※ 説明会に出席していることが、養成講座の応募要件となっていますので、受講を希望する方(ご本人)は、必ず説明会にご出席ください。

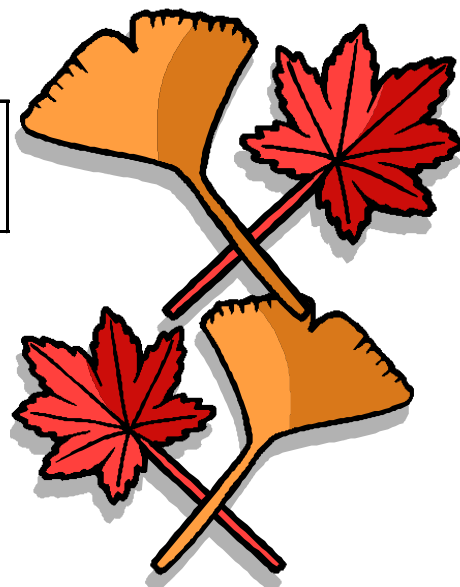
説明会の内容

- ・成年後見制度の概要と市民後見への期待
- ・市民後見人養成講座について(研修内容、受講要件等)
- ・質疑応答

問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センター(あしすと)

かながわ成年後見推進センター
電話 045-312-5788



主催: 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(神奈川県委託事業)

市民後見人養成講座（基礎研修）募集の概要

○ 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、平塚市に住民登録があり、今後も、引き続き平塚市内に居住する予定の方
- ② 平成26年3月31日現在の年齢が、満25歳以上の方
- ③ 今回開催する説明会に出席し、且つ基礎研修の全日程の受講が可能なる方
- ④ 民法第847条に定める、後見人の欠格事由（家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人。破産者。行方の知れない者。）に該当していないこと

なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も、平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

○ 定員

25名

※ 受講者の決定は、審査の結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

○ 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています（実践研修の受講に際しては、県が行った基礎研修の修了が前提条件となります）。

日程	テーマ	主な研修内容
平成26年 1月20日から2月28日までの間の平日のうち4日間。	第一日	権利擁護としての成年後見 ・開講式 ・地域福祉 ・成年後見制度総論 ・成年後見制度各論 ・家族法、財産法
	第二日	対象者の理解 ・障害のある人の理解 ・高齢者、認知症の理解
	第三日	市民後見の意義と役割 ・市民後見概論Ⅰ ・成年後見制度と市町村責任、成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・市民後見人による実践報告 ・市民後見概論Ⅱ
	第四日	市民後見に向けて ・事例検討Ⅰ（グループワーク） ・事例検討Ⅱ（グループ発表） ・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

開講時間は、9時から17時まで、会場は、平塚市内の公共施設を予定しています。なお、上記日程の範囲内で、第一日から第三日の研修内容の順は、変更することがあります。また、第一日から第三日の研修は、本年度、海老名市・綾瀬市で開講される同一の基礎研修と、一日単位で振り替え受講することができます。

上記の日程や受講方法については、説明会において詳しくお伝えいたします。

○ その他

本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるわけではありません。

本基礎研修に引き続き、平成26年度以降に、平塚市を基礎的な区域として、実践研修の開講が予定されています。

実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体（主に市社会福祉協議会が想定されます）において、選考等により、法人後見の支援員（後見サポーター）として後見活動に参加いただくことを予定しております。

以下の「海老名市・綾瀬市において開催する説明会」にご参加いただくこともできます。

日 時	会 場
平成25年11月7日（木曜） 午後6時～8時	海老名市役所 401会議室（海老名市勝瀬175番地の1）
平成25年11月10日（日曜） 午前10時～12時	綾瀬市役所 J1-1会議室（綾瀬市早川550番地）

※ 上記、海老名市・綾瀬市会場にお車でご来場の際は、当該市役所の駐車場を利用できます。

市民後見人養成講座(基礎研修)

説明会・研修会 参加者募集！

地域における支えあいの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座(基礎研修)を開講します。この養成講座は、今回の基礎研修に引き続き、平成26年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了となります。

説明会日時・会場

① 平成25年11月 7日(木曜) 午後 6時～ 8時

会場：海老名市役所 401会議室

② 平成25年11月10日(日曜) 午前10時～12時

会場：綾瀬市役所 J1-1会議室

①・②とも同じ内容です。いずれかにご参加ください(説明会出席は、事前申込不要)。海老名市役所及び綾瀬市役所にお車でご来場の際は、当該市役所の駐車場を利用できます。上記日程以外の平塚市において開催する説明会にご参加いただくこともできます。平塚市において開催する説明会の日程等の詳細は、裏面をご覧ください。

対象

海老名市民又は綾瀬市民で、成年後見制度に関心があり、市民後見活動を行う意欲のある方

詳細は、裏面をご確認ください。

※ 説明会に出席していることが、養成講座の応募要件となっていますので、受講を希望する方(ご本人)は、必ず説明会にご出席ください。

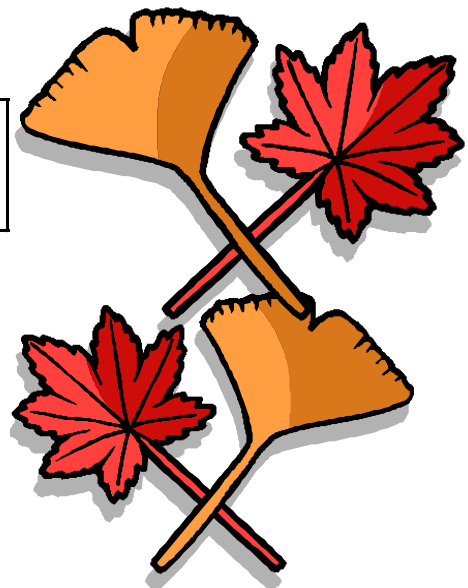
説明会の内容

- ・成年後見制度の概要と市民後見への期待
- ・市民後見人養成講座について(研修内容、受講要件等)
- ・質疑応答

問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センター(あしすと)

かながわ成年後見推進センター
電話 045-312-5788



主催：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(神奈川県委託事業)

市民後見人養成講座（基礎研修）募集の概要

○ 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、海老名市又は綾瀬市に住民登録があり、今後も、引き続き当該市内に居住する予定の方
- ② 平成26年3月31日現在の年齢が、満25歳以上の方
- ③ 今回開催する説明会に出席し、且つ基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、後見人の欠格事由(家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人。破産者。行方の知れない者。)に該当していないこと

なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も、平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

○ 定員

海老名市に在住の方 15名

綾瀬市に在住の方 10名

※ 受講者の決定は、審査の結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

○ 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています(実践研修の受講に際しては、県が行った基礎研修の修了が前提条件となります)。

日程	テーマ	主な研修内容
平成26年 1月25日から2月22日 までの間の土 曜日のうち4 日間。	第一日	権利擁護としての成年後見 ・開講式 ・地域福祉 ・成年後見制度総論 ・成年後見制度各論 ・家族法、財産法
	第二日	対象者の理解 ・障害のある人の理解 ・高齢者、認知症の理解
	第三日	市民後見の意義と役割 ・市民後見概論Ⅰ ・成年後見制度と市町村責任、成年後見制度利用支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・市民後見人による実践報告 ・市民後見概論Ⅱ
	第四日	市民後見に向けて ・事例検討Ⅰ(グループワーク) ・事例検討Ⅱ(グループ発表) ・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

開講時間は、9時から17時まで、会場は、4日間のうち各2日間を海老名市役所及び綾瀬市役所で開催を予定しています。なお、上記日程の範囲内で、第一日から第三日の研修内容の順は、変更することがあります。また、第一日から第三日の研修は、本年度、平塚市で開催される同一の基礎研修と、一日単位で振り替え受講することができます。

上記の日程や受講方法については、説明会において詳しくお伝えいたします。

○ その他

本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるわけではありません。

本基礎研修に引き続き、平成26年度以降に、海老名市及び綾瀬市を基礎的な区域として、実践研修の開講が予定されています。

実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体(主に市社会福祉協議会が想定されます)において、選考等により、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動に参加いただくことを予定しております。

以下の「平塚市において開催する説明会」にご参加いただくこともできます。

日 時	会 場
平成25年11月 5日(火曜) 午後6時～8時	神奈川県平塚保健福祉事務所 (平塚市豊原町6-21)
平成25年11月11日(月曜) 午後2時～4時	

※ 上記、平塚市の会場にご来場の際は、公共交通機関(鉄道・バス等)をご利用ください。

市民後見人養成講座（基礎研修）説明会

平成 25 年 11 月 5 日(火) 18:00 ～ 20:00

平成 25 年 11 月 11 日(月) 14:00 ～ 16:00

神奈川県平塚保健福祉事務所 3階 大会議室

平成 25 年 11 月 7 日(木) 18:00 ～ 20:00

海老名市役所 401会議室

平成 25 年 11 月 10 日(日) 10:00 ～ 12:00

綾瀬市役所 J1-1会議室

次 第

1 はじめに

2 成年後見制度について

(休憩)

3 市民後見人養成講座(基礎研修)について

※ 受講申込書は、「3 市民後見人養成講座(基礎研修)について」の質疑応答終了後、お配りします。

本講座（基礎研修）に関する問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ成年後見推進センター（市民後見人養成講座担当）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内

TEL 045-312-5788 FAX 045-322-3559

神奈川県 平成 25 年度市民後見人養成講座（基礎研修）募集要項

1 趣旨

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座（基礎研修）を開講します。この養成講座は、今回の基礎研修に引き続き、平成 26 年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了となります。

なお、本養成講座を修了することによって、成年後見人等になることを保証するものではありません。成年後見人等として就任するためには、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することとされています（本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるわけではありません）。

また、将来、後見活動を担う場合は、平日の日中を中心に従事することになります。

2 主催

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会（神奈川県委託事業）

3 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、「対象地域」（注 1）内の市町村に住民登録があり、今後も、引き続き当該住民登録のある市町村に居住する予定の方
- ② 平成 26 年 3 月 31 日現在の年齢が、満 25 歳以上の方
- ③ 今回開催する市民後見人養成講座（基礎研修）説明会（注 2）に出席し、且つ基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第 847 条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者

注 1：平成 25 年度の対象地域は、平塚市、海老名市、綾瀬市の 3 市です。以下の項目においても、同様に「対象地域」と表記します。

注 2：平成 25 年度に開催する市民後見人養成講座（基礎研修）説明会は、以下の説明会です。

日時	会場
11 月 5 日（火曜）18:00～20:00	神奈川県平塚保健福祉事務所
11 月 7 日（木曜）18:00～20:00	海老名市役所
11 月 10 日（日曜）10:00～12:00	綾瀬市役所
11 月 11 日（月曜）14:00～16:00	神奈川県平塚保健福祉事務所

なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も、平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

4 定員（「3 応募資格」の①の「対象地域」ごとによる）

平塚市 25 名
海老名市 15 名
綾瀬市 10 名

※ 受講者の決定は、審査の結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

5 日程及び会場

- ① 平塚会場 平成 26 年 1 月 28 日（火曜）、2 月 6 日（木曜）、2 月 13 日（木曜）、2 月 25 日（火曜） 会場は、平塚栗原ホーム（平塚市立野町 31-20）
平塚会場にご来場の際は、公共交通機関（バス等）をご利用ください。
- ② 海老名・綾瀬会場 平成 26 年 1 月 25 日（土曜）、2 月 1 日（土曜）、2 月 15 日（土曜）、2 月 22 日（土曜） 会場は、海老名市役所（1 月 25 日及び 2 月 15 日）及び綾瀬市役所（2 月 1 日及び 22 日）
海老名・綾瀬会場にお車でご来場の際は、会場となっている市役所の駐車場を利用できます。

日程及び会場の詳細は、「1 1 基礎研修の内容」をご参照ください。

6 受講料（基礎研修）

無料（会場までの交通費は自己負担）

なお、実践研修（実務実習を含む）の受講にあたっては、実費相当額の一部を負担いただく可能性がございます。

7 受講申込方法

受講を申し込まれる方は、次の 3 種類を郵送により、以下の方法で提出ください。

提出物

- ① 受講申込書（応募動機記載欄を含む）
- ② 作文：A 4 判の用紙を縦に用い、20 字×20 行、800 字以上 1,000 字以内
※テーマは、説明会時に配布する作文用紙に記載した、指定のものとします。
※ 他者の文章を引用する場合は、引用であることを明示するなど、基本的なルールに基づいて作成してください。パソコン等により作成しても差し支えありませんが、その場合は、上記の仕様で作成し、氏名を明記してください。
- ③ 返信用封筒（長形 3 号・返信用切手貼付）
※ 申込者ご自身の住所・氏名を明記し、返信用の 80 円分の切手を貼付してください。（住所・氏名は、①の受講申込書に記載したものと同一のものに限ります。）

申込方法

次の宛先に、「簡易書留」又は「特定記録」による郵送とし、封筒に「市民後見人養成講座受講申込」と明記し、平成 25 年 11 月 26 日（火曜）必着。指定の郵送以外の方法による提出不可。

郵便番号 221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター内 かながわ成年後見推進センター 市民後見人養成講座担当
--

8 受講決定

受講者は、前記 7 の①「受講申込書」及び②「作文」を基に、審査の上、決定します。受講いただけるかどうかは、平成 25 年 12 月 20 日（金曜）頃、ご連絡の文書を発送します。

9 実践研修について

本基礎研修に引き続き、平成 26 年度以降に、「対象地域」を基礎的な区域として、実践研修の開講が予定されています。ただし、予算等が確定していないため、現時点では必ず開講されるとは限りません。また、実践研修が開講された場合であっても、選考の結果等により、希望されても受講できないことがあります。

なお、実践研修（実務実習を含む）は、実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として、平日の日中に開講される予定です。

また、実践研修の受講にあたっては、実費相当額の一部を負担いただく可能性がございます。

10 基礎研修の修了について

本研修は、①全日程の受講を前提（特別な事情を除き、遅刻・早退不可。）とし、②受講により市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢（たとえば、研修への主体的な関わり）、③最終日に実施する「試験」の結果、以上①～③の3つの要素を総合的に評価して、本基礎研修の修了を認定します。

※ ③の「試験」は、基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来、後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかを確認するためのものです。

本基礎研修は、市民後見人養成講座の一部であり、今後開講予定の実践研修の受講と一体のプログラムであるため、「基礎研修」の修了のみをもっての「修了証書」は、発行いたしません。修了された方の名簿を一定期間保管し、神奈川県内の市町村が実施する実践研修の受講申込みの際に、修了された方の「基礎研修」の修了の事実の確認が必要なときに限り、市町村からの照会にのみ回答します。

なお、本基礎研修の修了は、修了した日の属する年度を含め、3年度内に開始する「実践研修」の受講申込みまで、効力を有します（今年度の基礎研修を修了された方は、平成27年度に開始する「実践研修」の受講申込みまでが、基礎研修修了が有効となります）。

11 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています（実践研修の受講に際しては、県が行った基礎研修の修了が前提条件となります）。

	日程		テーマ	主な研修内容	
	平塚会場	海老名・綾瀬会場			
第1日	平成26年 1月28日 (火曜)	平成26年 1月25日 (土曜)	権利擁護としての成年後見	午前	・開講式 ・地域福祉 ・民法①
				午後	・民法② ・成年後見制度総論、各論
第2日	2月6日 (木曜)	2月1日 (土曜)	対象者の理解①、市民後見の意義と役割①	午前	・市民後見概論Ⅰ
				午後	・障害のある人の理解（精神障害） ・高齢者、認知症の理解
第3日	2月13日 (木曜)	2月15日 (土曜)	対象者の理解②、市民後見の意義と役割②	午前	・成年後見制度と市町村責任・成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業 ・市民後見人による実践報告
				午後	・市民後見概論Ⅱ ・障害のある人の理解（知的障害）
第4日	2月25日 (火曜)	2月22日 (土曜)	市民後見に向けて	午前	・事例検討Ⅰ（グループワーク）
				午後	・事例検討Ⅱ（グループ発表） ・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

開講時間は、9時から17時までを予定していますので、受講申込みされた方は、各日、この時間帯は、研修の受講を予定してください。

研修会場 平塚会場：平塚栗原ホーム（平塚市立野町31-20）※ 平塚会場にご来場の際は、公共交通機関（バス等）をご利用ください。

海老名・綾瀬会場：1月25日及び2月15日は海老名市役所（海老名市勝瀬175番地の1）、2月1日及び22日は綾瀬市役所（綾瀬市早川550番地）※ 海老名・綾瀬会場にお車でご来場の際は、会場となっている市役所の駐車場を利用できます。

なお、第1日から第3日は、対応する開講日を、一日単位で、他方の会場の講座に「振り替え受講」することができます（半日単位等、一日を分割した受講は不可）。ただし、第4日は、必ず、ご自身の居住地の含まれる会場の講座を受講しなければなりません（平塚市民の方は2月25日、海老名市民・綾瀬市民の方は2月22日の受講に限られます）。

また、上記日程の範囲内で、研修内容の順は、変更することがあります。

1.2 研修修了後から後見活動参加までの予定

基礎研修修了後、「対象地域」を基礎的な区域として平成26年度に開講される予定の実践研修を受講していただきます。詳細は「9 実践研修について」をご覧ください。

実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体（主に居住地の市社会福祉協議会が想定されます）において、選考等により、法人後見の支援員（後見サポーター）として後見活動に参加いただくことを予定しております。

1.3 本研修の事務局

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ成年後見推進センター（市民後見人養成講座担当）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内

TEL 045-312-5788 FAX 045-322-3559

※ 本受講申込及び養成講座受講にともないご提供いただいた個人情報は、受講決定及び養成講座の運営のためにのみ使用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

平成25年度 市民後見人養成講座（基礎研修）に関するQ & A

1 講座で養成する「市民後見人」について

Q1 この講座で養成する「市民後見人」は、どのような目的で、どのような役割を担うのですか。

A 本講座で養成する「市民後見人」は、地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」を担っていただくことを目的としています。このことは、今後予想されている成年後見人等を担う人材の不足への対応ということもさることながら、地域における成年後見を、親族・専門職・法人、そして市民等のそれぞれの特性を活かし、役割分担をしながら、地域福祉の一環として育んで行くという趣旨です。

そして、具体的な活動においても、親族・専門職・法人、さらに地域の方々と連携し、「成年後見」を担っていただくことを期待しています。

※ 以下のQ&Aを含め、本Q&Aでは、民法上の「成年後見人・保佐人・補助人」を「成年後見人等」と表記しています。また、「市民後見人」とは、成年後見人等を個人で受任するケースに限らず、幅広く「成年後見」に関わる活動をされる方の意味です。

2 応募資格について

Q2 応募条件に年齢制限はありますか。

A 平成26年3月31日現在で、25歳以上であれば、申し込みいただけます。

3 受講決定について

Q3 受講できるかどうかの決定は、どのように決められますか。

A 受講者の決定は、①受講申込書及び②作文を基に、審査の上、決定します。
なお、定員は平塚市在住の方 25名・海老名市在住の方 15名・綾瀬市在住の方 10名ですが、審査の結果、定員に満たない人数となる場合があります。

4 基礎研修について

Q4 資格や経験等に基づく、受講科目の一部免除はありますか。

A 受講科目の一部免除はありません。
法律や社会福祉に関する資格をお持ちであったり、実務経験等のある方も、基礎研修の全日程を受講していただく必要があります。

Q5 修了時の試験は、どのような問題が出され、どのように評価されますか。

A 試験は、「基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来、後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかを確認するためのもの」なので、①基礎知識を確認する「択一問題」と、②理解力・応用力を確認する「論述問題」によります。

なお、基礎研修の修了判定は、①全日程の受講を前提(特別な事情を除き、遅刻・早退不可。)とし、②受講により市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢(たとえば、研修への主体的な関わり)、③最終日に実施する「試験」の結果、以上①～③の3つの要素を総合的に評価して、修了を認定します。

Q6 基礎研修の「振り替え受講」をしたいのですが、一科目のみの「振り替え受講」もできますか。

A 「振り替え受講」は、一日単位としていますので、一科目のみや午前のみ(又は午後のみ)の振り替え受講はできません。

なお、第4日を「振り替え受講」することはできないので、居住地の含まれる会場で、必ず受講しなければなりません(第4日については、平塚市在住の方は2月25日(火曜)に、海老名市及び綾瀬市在住の方は2月22日(土曜)に、必ず受講しなければなりません)。

5 実践研修について

Q7 基礎研修の修了者は、希望すれば、必ず実践研修を受講できますか。

A 選考の結果等により、希望されても受講できないことがあります。

Q8 実践研修では、どのような研修が予定されていますか。

A 実践研修では、①成年後見人等の後見業務同行や②施設実習を含め、最低7日間の研修が予定されています。

このように、実践研修(実務実習を含む)は、実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として、平日の日中に開講される予定です。

Q9 実践研修の修了は、どのように判定されますか。

A 基本的には、基礎研修と同様の考え方で、修了の認定が予定されていますが、詳細は、実践研修の募集案内でお知らせします。

6 後見活動について

Q10 実践研修を修了した後、どのような後見活動をするのでしょうか。

- A 実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体(主に居住地の市社会福祉協議会が想定されます)において、選考等により、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動に参加いただくことを予定しております。
- その後、将来は、必要かつ十分な研修・経験等を経て、後見監督人等を付した成年後見人等に移行していただくことも構想しています。
- なお、本養成講座を修了することが、成年後見人等になることを保証するものではありません。成年後見人等として就任するためには、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することとされています(本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるものではありません)。

Q11 実践研修の修了者は、希望すれば、必ず法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動を行うことができますか。

- A 選考の結果等により、希望されても法人後見の支援員(後見サポーター)になれないことがあります。
- なお、法人後見の支援員(後見サポーター)としての後見活動は、後見事業を行う法人の成年後見人等受任状況(被後見人等の人数やその方々の支援内容等)に応じるとともに、後見活動を担っていただくためには個別に判断する必要がある要素もあることから、待機していただくこともあります。
- また、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動を担われた場合、当該法人の規程等により一定の報酬等が支払われますが、その報酬等の額は、家庭裁判所が成年後見人等としての法人に対し付与を認めた報酬の額とは異なります。

Q12 法人後見の支援員(後見サポーター)としてではなく、個人で成年後見人等(市民後見人)になることはできないのですか。

- A 現時点では、研修を修了された方が、修了後直ちに、個人で成年後見人等(市民後見人)となることは予定していません。
- ただし、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動の経験を積んでいた後、将来は、必要かつ十分な研修・経験等を経て、後見監督人等を付した成年後見人等(市民後見人)に移行していただくことも構想しています。
- なお、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動を経験することが、成年後見人等になることを保証するものではありません。成年後見人等として就任するためには、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することとされています(本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるものではありません)。

Q13 個人で成年後見人等(市民後見人)を受任した場合、報酬を受け取ることはできますか。

A 現時点では、研修を修了された方が、修了後直ちに、個人で成年後見人等(市民後見人)となることは予定しておらず、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動を担っていただく予定ですので、個人で受任いただくかどうかは、現時点では、お約束できません。

また、個人で受任した場合であっても、後見報酬付与の申立が認められるかどうか、認められた場合の報酬額については、被後見人等の財産額を基礎に、個別の案件に応じて、家庭裁判所が決定することとされています(成年後見人等は、あらかじめ一定額の報酬が得られることが予定されるものではありません)。

なお、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動の経験を積んでいただいた後、後見監督人等を付した成年後見人等を受任された場合、基本的に、後見報酬付与の申立を行うことを妨げませんが、一定の事前・事後手続きや、報酬に上限額を設定する等条件を設けることがあります。

7 その他

Q14 研修受講中や受講後、市外に転居した場合には、どうなりますか。

A 成年後見人等(市民後見人)の活動は、日常生活圏で被後見人等の方の支援をしていただくことを予定しており、このことから、研修や後見活動の支援は、最終的には市町村が実施主体となって運営することを前提としています。従って、市外に転居された場合は、原則として、受講や後見活動への参加はできなくなります。

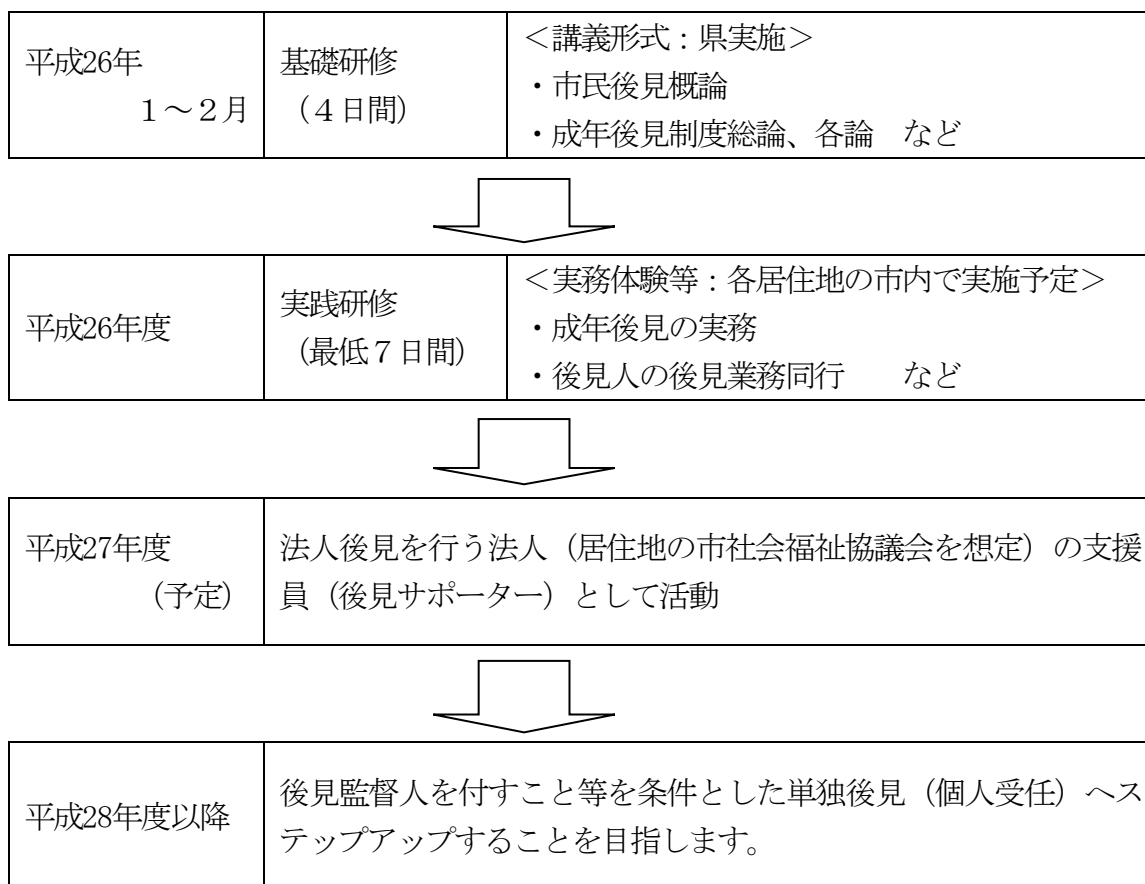
ただし、例外的に、転居先が隣接市町であったり、担当する被後見人等の住所地への訪問が安定的に行えるなど、特段の要素があれば、引き続き、受講や後見活動への参加が認められることもあります。

Q15 親族の成年後見人等となることを目的として、この講座を受講しても差し支えないでしょうか。

A この市民後見人養成講座は、第三者として、広く一般に成年後見人等を必要とされている方の後見活動に参加いただける方を対象としており、親族の成年後見人等になるのみが目的という方については、本講座の趣旨をご理解いただき、ご遠慮ください。

なお、既に親族の成年後見人等を受任されている方、若しくは親族の成年後見人等になる予定の方で、その経験を活かして、今後、市民後見人として、第三者の後見活動に参加する意向をお持ちの方については、受講の対象となります。

市民後見人の養成の流れ（参考）



※ 平成26年度の「実践研修」以降の流れは、対象地域である、平塚市・海老名市・綾瀬市、それぞれの地域ごとの取り組みとなるので、必ずしも同一ではありません。

説明会手続番号

提出期限 平成25年11月26日 (必着)

平成25年度 神奈川県 市民後見人養成講座 (基礎研修) 受講申込書

私は、神奈川県市民後見人養成講座(基礎研修)募集要項の記載事項を了解のうえ受講を申し込みます。

ふりがな 氏名	-----							
生年月日	大正・昭和	年	月	日生	年齢	歳		
						(平成26年3月31日現在で記入)		
住所	〒 市							
連絡先 電話番号	自宅・携帯	見						
職業	現在	見						
	平成26年4月 (予定)	見						
主な経歴	①	期	年	月	～	年	月	(現在)
	②	期	年	月	～	年	月	(現在)
	③	期	年	月	～	年	月	(現在)
福祉活動 、地域活動 の経験	①	期	年	月	～	年	月	(現在)
	②	期	年	月	～	年	月	(現在)
	③	期	年	月	～	年	月	(現在)
主な資格 ・免許	名称(授与者・機関名)		資格等取得年月					
	①	年 月						
	②	年 月						
	③	年 月						
応募 動 機	----- ----- ----- -----							

※ 本受講申込にともないご提供いただいた情報は、受講決定及び養成講座の運営のためにのみ使用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

説明会手続番号

記入例

提出期限 平成25年11月26日（必着）

平成25年度 神奈川県 市民後見人養成講座（基礎研修） 受講申込書

私は、神奈川県市民後見人養成講座（基礎研修）募集要項の記載事項を了解のうえ受講を申し込みます。

ふりがな 氏名	かながわ あすなり 神奈川 明日成		
生年月日	大正・昭和 27年 7月 7日生	年齢	61歳 (平成26年3月31日現在で記入)
住所	〒254-0051 平塚市 豊原町6丁目21番		
連絡先 電話番号	自宅・携帯	0463-●●-XXXX	
職業	現在	会社員	
	平成26年4月 (予定)	団体職員（非常勤職員）	
主な経歴	① ○○短期大学□□科	期間	昭和 46年 4月～昭和 48年 3月(現在)
	② ○○株式会社勤務		昭和48年 4月～ 年 月(現在)
	③		年 月～ 年 月(現在)
福祉活動、 地域活動の経験	① 平塚市立□□中学校PTA学年委員	期間	平成 6年 4月～平成 7年 3月(現在)
	② △△地域町内会委員		平成 15年 4月～平成 16年 3月(現在)
	③ 平塚市ファミリー・サポート・センター支援会員		平成20年 4月～ 年 月(現在)
主な資格・ 免許	名称(授与者・機関名)		資格等取得年月
	① 宅地建物取引主任者資格（神奈川県知事）		昭和 50年 6月
	② ホームヘルパー2級（○○協会）		昭和 60年 1月
	③		年 月
応募 動 機	(例文) 私は、…………… …………… …………… …………… ……………応募しました。		

※ 本受講申込にともないご提供いただいた個人情報、受講決定及び養成講座の運営のためにのみ使用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

説明会手続番号

指定のテーマ「今、市民後見人に期待されること」の作文を、800字以上1,000字以内でお書きいただき、受講申込書とともに期限(平成25年11月26日必着)までにご提出ください。なお、左の「説明会手続番号」は、説明会で受け取った「受講申込書」に記載された番号を転記ください(3枚とも)。

No. 1

氏名

見

本

400字

平成25年度 神奈川県市民後見人養成講座（基礎研修）実施要項

1 趣旨

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座（基礎研修）を開講する。この養成講座は、基礎研修に引き続き、平成26年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了とする。

2 主催

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター
かながわ成年後見推進センター（神奈川県委託事業）

3 受講者

平成25年11月開催の「説明会」に出席し、受講申込の審査を経て、受講者と決定した者（31名）及び綾瀬市において12月に追加開催した「説明会」に出席し、受講者と決定する者（人数未定）。

4 日程及び会場

- ・ 平塚会場
平成26年1月28日（火曜）、2月6日（木曜）、13日（木曜）、25日（火曜）
会場は、平塚栗原ホーム（平塚市立野町31-20）
- ・ 海老名・綾瀬会場
平成26年1月25日（土曜）及び2月15日（土曜）：会場は、海老名市役所
平成26年2月1日（土曜）及び22日（土曜）：会場は、綾瀬市役所

日程の詳細は、「6 基礎研修の内容」参照

5 受講料（基礎研修）

無料（会場までの交通費は自己負担）

6 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとする。

なお、受講者全員が出席している11月及び12月の説明会においては、（財）民事法務協会作成のDVD「自分らしい明日のために 早見優が案内する成年後見制度」を視聴（任意後見制度とは（7分38秒）を割愛した約22分）した後、法務省民事局作成のパンフレット「いざという時のために 知って安心 成年後見制度 成年後見登記」を使用して成年後見制度の概要説明（約20分）を行った。

日程	テーマ	主な研修内容	
第1日 平成26年 1月25日（土曜） 1月28日（火曜）	権利擁護としての成年後見	午前	・ 開講式 ・ 地域福祉（地域福祉・権利擁護の理念） ・ 民法（家族法・財産法）①
		午後	・ 民法（家族法・財産法）② ・ 成年後見制度総論・各論

第2日 2月1日(土曜) 2月6日(木曜)	対象者の理解 ① 市民後見の意義と役割①	午前	・市民後見概論Ⅰ
		午後	・障害のある人の理解(精神障害) ・高齢者・認知症の理解
第3日 2月13日(木曜) 2月15日(土曜)	対象者の理解 ② 市民後見の意義と役割②	午前	・成年後見制度と市町村責任、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業 ・市民後見人による実践報告
		午後	・市民後見概論Ⅱ ・障害のある人の理解(知的障害)
第4日 2月22日(土曜) 2月25日(火曜)	市民後見に向けて	午前	・事例検討Ⅰ(グループワーク/グループ発表)
		午後	・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

なお、第1日から第3日は、対応する開講日を、一日単位で、他方の会場の講座に「振り替え受講」することができるものとする(半日単位等、一日を分割した受講は不可)。第4日は、必ず、自身の居住地の含まれる会場の講座を受講しなければならない。また、テキストとして『市民後見人養成テキスト』(NPO 法人地域ケア政策ネットワーク刊)を使用し、受講者に配付する。

7 基礎研修の修了について

本研修は、①全日程の受講を前提(特別な事情を除き、遅刻・早退不可。)とし、②受講により市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢(たとえば、研修への主体的な関わり)、③最終日に実施する「試験」の結果、以上①～③の3つの要素を総合的に評価して、本基礎研修の修了を認定する。

※ ③の「試験」は、基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来、後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかを確認するためのもの。

本基礎研修は、市民後見人養成講座の一部であり、今後開講予定の実践研修の受講と一体のプログラムであるため、「基礎研修」の修了のみをもっての「修了証書」は、発行しない。修了者の名簿を一定期間保管し、神奈川県内の市町村が実施する実践研修の受講申込みの際に、修了された方の「基礎研修」の修了の事実の確認が必要となしに限り、市町村からの照会にのみ回答する。

なお、本基礎研修の修了は、修了した日の属する年度を含め、3年度内に開始する「実践研修」の受講申込みまで、効力を有する(今年度の基礎研修修了者は、平成27年度に開始する「実践研修」の受講申込みまでが、基礎研修修了が有効となる)。

8 研修修了後から後見活動参加までの予定

基礎研修修了者は、各対象地域(平塚市、海老名市及び綾瀬市)を基礎的な区域として平成26年度に開講予定の実践研修を受講いただく。

実践研修修了者は、当面、法人として成年後見人等を受任する団体(主に居住市の市社会福祉協議会を想定)において、選考等により、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動に参加いただく予定。

9 本研修の事務局

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター

かながわ成年後見推進センター(市民後見人養成講座担当)

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内

TEL 045-312-5788 FAX 045-322-3559

〈参考資料 6〉

平成25年度市民後見人養成講座（基礎研修） 開催日程（実績）											
日程			時刻		タイトル	時間 (分)	講師	備考			
	平塚	海老名・綾瀬									
第1日 テーマ 「権利擁護としての成年後見」	1/28 (火)	1/25 (土)	9:40	9:50	開講式	10		開場・受付開始: 9時20分			
			9:50	10:50	地域福祉(地域福祉・権利擁護の理念)	60	社会福祉士				
			11:00	12:00	民法(家族法・財産法)①	60	弁護士				
										(お昼休み)	
			13:00	14:00	民法(家族法・財産法)②	60	同上				
			14:10	15:10	成年後見制度総論	60	弁護士				
			15:20	16:50	成年後見制度各論	90	同上				
第2日 テーマ 「対象者の理解①/市民後見の意義と役割①」	2/6 (木)	2/1 (土)	9:50	12:00	市民後見概論Ⅰ	120	神奈川県社協	開場・受付開始: 9時30分 休憩10分を含む。 (お昼休み)			
			13:00	14:30	障害のある人の理解(精神障害)	90	精神保健福祉士・社会福祉士				
			14:40	16:50	高齢者・認知症の理解	120	社会福祉士		休憩10分を含む。		
第3日 テーマ 「対象者の理解②/市民後見の意義と役割②」	2/13 (木)	2/15 (土)	10:00	11:00	成年後見制度と市町村責任・成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業	60	開催地域の市行政・市社協	開場・受付開始: 9時40分			
			11:10	12:10	市民後見人による実践報告	60	神奈川県社協				
										(お昼休み)	
			13:10	13:40	市民後見概論Ⅱ	30	神奈川県社協				
			13:50	15:20	障害のある人の理解(知的障害)	90	社会福祉士				
			15:30	16:00	確認テスト ※ 本「確認テスト」は、第3日までの講座の内容をふりかえるためのものです。全員受験いただきますが、テストの結果自体は、修了を認定するうえでの評価対象ではありません。	30	神奈川県社協				
第4日 テーマ 「市民後見に向けて」	2/25 (火)	2/22 (土)	10:00	12:35	事例検討Ⅰ(グループワーク/グループ発表)	150	県社協、開催地域の市行政・市社協	開場・受付開始: 9時40分 休憩5分を含む。 (お昼休み)			
			13:30	14:15	市民後見概論Ⅲ	45	神奈川県社協				
			14:25	15:55	試験	90	神奈川県社協				
			16:00	16:20	閉講式	20					

〈参考資料 7〉

平成25年度 平塚市市民後見人養成講座(実践研修)開催日程(実績)

日程	開始時刻	終了時刻	時間	講義内容	会場	講師		
10月3日(木) 【第1日目】成年後見の関係制度・法律	9:30	9:45	15	開講式	平塚栗原ホーム 2階 介護者教室			
	9:45	11:15	30	成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎				
			30	・生活保護制度		市生活福祉課職員		
			30	・健康保険制度		市保険年金課職員		
				30		・年金制度		市保険年金課職員
	11:25	11:55	30	税務申告制度等			市市民税課職員	
	11:55	13:00	65	休憩				
	13:00	14:30	90	介護保険制度			市介護保険課職員	
14:40	15:40	60	高齢者施策／ 高齢者虐待防止法		市高齢福祉課職員			
15:50	16:50	60	障がい者施策／ 障がい者虐待防止法		市障がい福祉課職員			
10月15日(火) 【第2日目】対人援助の基礎／成年後見の実務①	9:50	12:00	120	対人援助の基礎	平塚栗原ホーム 3階 大会議室	福祉専門学校講師		
	12:00	13:00	60	休憩				
	13:00	15:10	120	申立手続き書類の作成				
	15:20	16:50	90	財産目録の作成		司法書士		
10月28日(月) 【第3日目】家庭裁判所の役割／成年後見の実務②／体験実習①	10:00	11:30	90	家庭裁判所の実際	横浜家庭裁判所	横浜家庭裁判所		
	11:30	13:00	90	休憩(※移動時間含む)				
	13:00	14:30	90	後見計画・収支予定の作成①②	かながわ県民センター12階 第二会議室	大学専任講師		
	14:40	16:10	90	報告書の作成		綾瀬市社会福祉協議会		
	16:20	16:50	30	体験実習についての留意点		平塚市社会福祉協議会		
11月中 【第4・5日目】体験実習②	約半日		150	後見人の後見業務同行	※日時、実習先は別途決定。			
	約1日		300	施設実習				
12月3日(火) 【第6日目】成年後見の実務③／課題演習①	9:30	11:00	90	後見事務終了時の手続き	平塚栗原ホーム 2階 介護者教室	行政書士		
	11:10	12:40	90	死後事務、後見報酬付与申立実務		社会福祉士		
	12:40	13:40	60	休憩				
	13:40	16:30	160	事例報告と検討①②		弁護士		
12月19日(木) 【第7日目】課題演習②	9:30	10:45	75	事例報告と検討③	平塚栗原ホーム 2階 介護者教室	社会福祉士		
	10:55	12:10	75	事例報告と検討④		後見法人役員		
	12:10	13:10	60	休憩				
	13:10	13:50	60	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制		市福祉総務課職員		
	14:00	15:20	80	効果測定				
	15:20	15:35	15	閉講式				

※講義時間が90分を超える場合は、講義中10分間の休憩時間があります。

体験実習実施状況一覧表（受講者実習先）

平成25年11月に実施する「第4日目（半日）後見人の後見業務同行」及び「第5日目（一日）施設実習」の実施状況表です。

受講者の割り振りにあたり、同一週に第4日目と第5日目の実施とならないように配慮してあります。なお、第4日目と第5日目の実施について、順番が逆になる受講者がいます。

平成25年11月				
月	火	水	木	金
4	5	6	7	8
振替休日		【半日】 Aさん Bさん 午前：平塚市社協	【一日】 Cさん Dさん 午前：施設A 午後：施設B	【一日】 Eさん Fさん 午前：施設A 午後：施設C
11	12	13	14	15
	【一日】 Bさん Gさん 午前：施設A 午後：施設D	【半日】 Eさん Dさん 午前：平塚市社協	【一日】 Hさん Iさん 午前：施設A 午後：施設E	
18	19	20	21	22
【一日】 Aさん Jさん 午前：施設A 午後：施設C	【半日】 Cさん Hさん 午前：平塚市社協	【半日】 Gさん Fさん 午前：平塚市社協	事務局都合による除外日	
25	26	27	28	29
【半日】 Jさん Iさん 午前：平塚市社協	【一日】 ※実習予備日 午前：施設A 午後：施設C		【半日】 ※実習予備日 午前：平塚市社協	

※【半日】は「後見人の後見業務同行」、【一日】は「施設実習」となります。

※体験実習当日の集合時間・場所は、午前9時30分に栗原ホーム2階ロビーへ集合です。

※施設実習（一日）の昼食は、施設で知的障がいのある方々と交流しながらいただく予定です。昼食代として実費（650円）のご負担を受講者をお願いします。

平成25年度 平塚市市民後見人養成講座（実践研修）施設実習スケジュール

時 間	実習先施設、実習内容等	備 考
9:30	平塚栗原ホームに集合し、市社協公用車にて出発	
10:00	<p>施設 A 到着</p> <p>1. 講習 施設 A 職員</p> <p>①施設説明等</p> <p>②実習に際しての心構え等</p> <p>2. 施設見学</p> <p>施設見学ならびに知的障がい者の方々と共に作業体験を実施</p> <p>3. 昼食</p> <p>食堂にて、お弁当を知的障がいあるの方々と交流しながら会食</p>	<p>実習時間は、2時間30分となります。</p> <p>休憩時間を施設実習中に入れます。</p>
13:00	施設 A 出発	
13:30	<p>高齢者施設到着（※下記の施設のいずれか）</p> <p>【特別養護老人ホーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設 B ・施設 C <p>【グループホーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設 D ・施設 E <p>1. 講習</p> <p>①施設説明等</p> <p>②実習に際しての心構え等</p> <p>2. 施設見学</p> <p>施設全体の見学に加え、午後の時間に行われるレクリエーションにも参加し、認知症のある高齢者の方々と交流</p>	<p>実習時間は、2時間30分となります。</p> <p>休憩時間を施設実習中に入れます。</p>
16:30	高齢者施設出発	
17:00	平塚栗原ホーム到着 実習終了	

平塚市市民後見人養成講座（実践研修）受講者 施設における体験実習マニュアル

市民後見人は、高齢者や障がいのある方の権利を擁護する成年後見制度の担い手として期待されています。権利擁護の意義を理解し、実際の支援に役立てるため、「施設における体験実習（以下、「施設実習」という）」を通じて学ぶことは多くあります。

このたびの施設実習を行うにあたり、受け入れていただく平塚市内高齢者施設、障がい者施設の皆様からは、将来の市民後見人としての活躍を期待して、様々なご配慮をいただいております。

当講座受講者の皆様は、本マニュアルを必ず施設実習前にお読みいただき、ご留意いただきますようお願いいたします。

1. 施設実習の目的

- ①施設の役割や支援方針を理解することを通じ、利用者との接し方や配慮すること等を学びます。
- ②施設利用者との交流を通じ、成年被後見人等に相当する判断能力の高齢者や障がいのある方を理解します。
- ③成年被後見人等の尊厳を守った支援、利用者本位の支援とは何かを考えます。

2. 施設実習前の準備

特別養護老人ホームやグループホーム等の高齢者や障がい者施設の役割や概要を事前に学んでおくことが求められます。そのことにより、施設実習の場において、施設職員や施設利用者からより一層多くのことを学ぶことができます。

なお、施設実習に臨むにあたっては、体調管理に十分お気をつけください。実習先には、お身体の弱い方もいらっしゃいます。外来者が施設利用者に感染症をうつしてしまうこともあり得ますので、体調不良の場合（※感染症の場合は同居者も含む）は、必ず事務局にご連絡ください。

3. 個人情報の保護について

（1）個人情報の定義について

一般的に個人情報の定義としては、「①生存する個人に関する情報」「②特定の個人を識別できるもの」「③他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるもの」とされています。

①生存する個人に関する情報

亡くなっている方の情報であれば保護の対象としないと解釈できそうですが、注意が必要です。

故人の情報であっても、現在生存している家族や親族等に結びついている情報であれば、生存する個人に関する情報となります。

②特定の個人を識別できるもの

最も個人と識別できるものは、「名前」です。そのため、名前があれば個人情報となります。

名前以外で個人の特定につながる情報としては、「住所」「電話番号」「年齢」「生年月日」「職歴」「学歴」等があります。ただし、例えば「年齢」だけの情報では個人を特定できません。この場合は、個人情報とは言えません。

③他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるもの

例えば、「生年月日」だけではどこの誰だかわかりませんが、「職歴」や「学歴」等の情報との照合により、個人が特定できることがあります。

単独の情報では個人が特定できなくとも、複数の情報と組み合わせると個人が特定される可能性があることにも注意が必要です。

(2) 受講者に求められる個人情報の保護

個人情報を守ることは、権利擁護の担い手である成年後見人にとっては基本的な姿勢です。したがって、市民後見人としての活躍を目指していらっしゃる受講者の皆さんにとっても、「個人情報の保護」は、最も重要なことのひとつとして求められることです。

個人情報は、一度流出してしまうと取り戻すことは不可能です。相手方に対して精神的なダメージを与えたり、場合によっては、財産上の損害を与えたりすることもあります。その結果、民事上の責任を追及される可能性もあり得ます。

日常生活上でも、同居家族や友人等に話をするとき、ブログやメール等での記述といったことにも細心の注意が必要です。「どういった施設へ実習に行った」程度は個人情報が含まれていませんが、「どことこの施設の〇〇歳の女性」となると3つの情報の組み合わせにより、個人が特定されてしまう可能性があります。

施設実習での体験はとても新鮮なことが多く、誰かに聞いてもらいたくなることもあるかもしれませんが、個人情報の保護こそ権利擁護の原点であることを強く認識し、個人情報を漏らすことがないように、細心の注意を払ってください。

【具体的な遵守事項】 ※以下の事項以外にも十分お気を付けください。

- (1) 施設利用者氏名・住所・電話番号等を記録に残さないでください。氏名をイニシャルにすることも個人の特定につながりやすいため、「Aさん、Bさん」といった記号を用いるようにしてください。
- (2) 施設利用者の個人情報が入った資料等は、どのような理由があっても絶対に施設外へ持ち出してはいけません。
- (3) 写真やビデオを撮ることは、施設実習中に行わないでください。
- (4) 自宅や職場等のパソコンに施設利用者の個人情報を入力しないでください。
- (5) 施設職員や実習同行職員の指示に従ってください。

4. 利用者への対応について

今回の施設実習は、午前中：障がいのある方（主に知的障がいのある方）、午後：高齢者（要介護者・認知症の症状がある方が大半）との交流となります。

初対面の場合、ちょっとした気持ちのすれ違いにより、トラブルとなることもあります。

接し方で困ったり、悩んだりすることがあった場合は、実習同行職員や施設職員に遠慮なく相談してください。

【接し方の原則と心構え】

①自尊心を大切にす。

だれもが自尊心を持って生きていることを再確認してください。

全ての人にこれまでの人生があり、この先の未来があります。

②本人の考え方や気持ちを理解し、尊重する。

時には、空想や妄想と思えるような会話となることもあるかもしれませんが、落ち着いて、話している言葉を受け止めるようにすることが大切です。

③やさしく接する。

利用者と接する時間を大切にしてください。例えば、利用者が好きな趣味や娯楽等の話題に耳を傾け、話を広げるようにすることも良いです。

言葉がうまく出なかったり、つなげられなかったりする方もいらっしゃいます。断片的な言葉をつなぎ、伝えたいと思っていられることを組み立ててみてください。

④安心してリラックスできる雰囲気を作る。

この雰囲気ができ、リラックスできれば、素晴らしい関係となっています。

5. 施設実習後について

施設実習レポートを12月3日（火）の当講座第6日目までに提出していただきます。
本レポートは当講座修了判定の判断材料といたします。

なお、個人情報、施設実習終了後も保護の対象です。

6. 持ち物等について

実習先により、若干差がありますが、下記のものをご用意いただくようお願いします。

なお、服装は動きやすいものでお願いします。普段着で構いません。装飾品は、対人接触時の事故を防ぐため、身につけないようにしてください。

【必ずご持参いただきたいもの】

- ・筆記用具
- ・上履き（※施設により、施設側で用意したスリッパで可能なところもありますが、動きやすさを考え、かかとのある上履きのご用意をお願いします。）
- ・カバン等（※持ち物や配付された資料等を入れるもの）
- ・現金650円（※施設Aでの昼食代となります。）
- ・飲み物（※水分補給に必要な範囲）

7. 連絡先について

施設実習に関する連絡は、実習先に絶対にしないでください。連絡が必要なときは、下記の連絡先へお願いします。

【通常の連絡】

- ・平日の午前8時30分から午後5時まで

電話番号：0463-37-1888（平塚市社会福祉協議会ひらつかあんしんセンター）

【急を要する連絡】

- ・土曜日と祝日・振替休日の午前8時30分から午後5時まで

電話番号：0463-35-6060（平塚市社会福祉協議会 平塚栗原ホーム）

- ・それ以外の時間（日曜日を含む）

携帯電話：080-★★★★-★★★★

神奈川県「市民後見人養成あり方検討会」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉推進のため、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置につき、主として専門職以外の第三者による後見等（以下「市民後見」という。）のあり方を検討する「市民後見人養成あり方検討会」（以下「検討会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項を検討する。

- (1) 後見等制度における市民後見の意義・役割
- (2) 市民後見を担うための研修
- (3) その他、市民後見人の養成に関し必要な事項

(委員)

第3条 検討会の委員（以下、「委員」という。）は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 成年後見の推進に係る活動経験又は学識経験を有する者
- (2) 県内市町村の成年後見関係部局職員
- (3) 県内市町村の社会福祉協議会職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に、座長1人及び副座長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 座長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、

意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、かながわ成年後見推進センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月30日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、第1期の委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

平成 25 年度 市民後見人養成あり方検討会 名簿

(委員) ◎ : 座長、○ : 副座長

氏名	所属・役職等
石橋 正道	社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会 地域福祉班 班長 (副主幹)
井出 順	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部 副支部長
岩本 英裕	平塚市福祉部福祉総務課 保健福祉総合相談担当 主査
柏木 功	海老名市保健福祉部福祉総務課 福祉総務係 係長
◎ 上山 泰	新潟大学法学部 教授
鈴木 洋平	横浜弁護士会
○ 田中 晃	公益社団法人神奈川県社会福祉士会
橋本 健司	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部 支部長
見上 孝雄	綾瀬市福祉部高齢介護課 介護保険担当 総括副主幹
和田 百合	社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会 局長補佐

(平成 26 年 3 月 25 日現在 五十音順 敬称略)

(オブザーバー)

笠井 熱史	神奈川県保健福祉局地域保健福祉部地域福祉課 グループリーダー
石川 衣沙子	神奈川県保健福祉局地域保健福祉部地域福祉課 主任主事
遠藤 年彦	社会福祉法人平塚市社会福祉協議会 事務局長代理

(事務局)

齋藤 計好	(社福) 神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター 所長
小野 真由美	(社福) 神奈川県社会福祉協議会かながわ権利擁護相談センター かながわ成年後見推進センター 副主幹
中田 栄二	(社福) 神奈川県社会福祉協議会かながわ権利擁護相談センター かながわ成年後見推進センター 相談員
西谷 あけみ	(社福) 神奈川県社会福祉協議会かながわ権利擁護相談センター かながわ成年後見推進センター 相談員
福永 千恵	(社福) 神奈川県社会福祉協議会かながわ権利擁護相談センター かながわ成年後見推進センター 相談員

市民後見人養成あり方検討会 検討経過

開催日程	検討内容等
平成 24 年 7 月 6 日 (金) (第 1 回)	市民後見人養成及び検討スケジュールについて 主要論点の整理の方向について
平成 24 年 8 月 20 日 (月) (第 2 回)	主要論点の整理(素案)について ・主要論点の整理の方向について ・就任・活動類型別の養成・支援について 「市民後見講座(基礎)」の実施案について
平成 24 年 10 月 5 日 (金) (第 3 回)	市民後見人養成事業に関する市町村意向確認調査について 主要論点の整理(素案)について ・主要論点の整理の方向について(継続検討) ・養成、就任支援及び活動支援について 「市民後見講座(基礎)」の実施案について(継続検討)
平成 24 年 11 月 8 日 「神奈川県における市民後見人養成のあり方について (中間とりまとめ)」公表	
平成 25 年 3 月 22 日 (金) (第 4 回)	「市民後見人養成講座(基礎研修)」の実施状況について 検討会報告(市民後見人養成のあり方・第一次報告)について
平成 25 年 3 月 29 日 「神奈川県における市民後見人養成のあり方について (第一次報告)」公表	
平成 25 年 7 月 8 日 (月) (第 5 回)	市民後見人養成事業の実施状況等について 検討課題 ・実践研修から継続研修(現任者研修)を含めた養成カリキュラムの体系的な検討 ・後見サポーター・市民後見人と被後見人等本人の相互にとって最適な組み合わせとなるような調整を図ることができる基盤について
平成 25 年 9 月 26 日 (木) (第 6 回)	市民後見人養成事業の実施状況等について 検討課題 ・実践研修から継続研修(現任者研修)を含めた養成カリキュラムの体系的な検討(継続検討) ・後見サポーター・市民後見人と被後見人等本人の相互にとって最適な組み合わせとなるような調整を図ることができる基盤について(継続検討) ・法人後見を行う社会福祉協議会における専門的な人材の配置・育成等や後見監督機能について ・複数市町村を対象とした「広域実施」の考え方について
平成 26 年 3 月 25 日 (火) (第 7 回)	市民後見人養成講座(基礎研修及び実践研修)の実施状況について 検討会報告(市民後見人養成のあり方)について